

1 議事日程(第3号)

(令和3年第2回久山町議会3月定例会)

令和3年3月5日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 議案第34号 令和2年度久山町一般会計補正予算(第10号) (町長提出)

日程第2 議案第35号 令和3年度久山町一般会計補正予算(第1号) (町長提出)

日程第3 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 山野久生	2番 清永義弘
3番 有田行彦	4番 佐伯勝宣
5番 松本世頭	6番 本田光
7番 阿部哲	8番 只松秀喜
9番 久芳正司	10番 阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

4番 佐伯勝宣	5番 松本世頭
---------	---------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町長 西村勝	副町長 佐伯久雄
教育長 安部正俊	総務課長 安倍達也
町民生活課長 矢山良寛	教育課長 森裕子
産業振興課長 久芳義則	税務課長 佐々木信一
魅力づくり推進課長 川上克彦	福祉課長 稲永みき
財政課長 久芳浩二	都市整備課長 井上英貴
健康課長 大嶋昌広	上下水道課長 横山正利

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 中原三千代	議会事務局書記 篠原正継
--------------	--------------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

追加議案が2議案提出されておりますので、提案理由の説明を受けた後、一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第34号 令和2年度久山町一般会計補正予算（第10号）

日程第2 議案第35号 令和3年度久山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第1、議案第34号令和2年度久山町一般会計補正予算（第10号）、日程第2、議案第35号令和3年度久山町一般会計補正予算（第1号）は、提案理由が同じのため、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第34号令和2年度久山町一般会計補正予算（第10号）。議案第35号令和3年度久山町一般会計補正予算（第1号）について一括してご説明いたします。

議案第34号および議案第35号の2議案につきましては、いずれも3月25日告示、4月11日投開票が行われる福岡県知事選挙に関連する選挙事務の増額補正をお願いするものでございます。

令和2年度久山町一般会計補正予算（第10号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額61億6,789万6,000円に、歳入歳出それぞれ265万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ61億7,054万8,000円とするものでございます。

令和3年度久山町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額50億2,700万円に、歳入歳出それぞれ390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ50億3,090万円とするものでございます。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 一般質問

○議長（阿部文俊君） 日程第3、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しております。

では、順番に発言を許可します。

2番清永義弘議員、発言を許可します。

清永議員。

○2番（清永義弘君） マスクを外させていただきます。

おはようございます。清永でございます。

今回の一般質問につきましては、1項目、財産管理の在り方について質問をさせていただきます。内容については順次追って聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、1番目としましては、昨年12月議会において課設置条例の改正案が上程され、可決されました。改正案のうち財産管理についての事務分掌については総務課となっております。今後、総務課が管理する公用地の売却や運用、また建物の維持管理、建設等に関する業務の流れについて確認をしたいと思っております。

私、従前の各課における財産管理の仕組みについては、勉強不足といたしますか、あまり認識がございません。建物については各課が管理するというのが一番理想とは思いますが、特に土地の管理については、改正前については財政課が一般で言う普通財産と言われる財産について取得や管理、処分といった体制を取っていたものではないかと思っております。それを総務課に移管させるという改正であると思っておりますけども、例えば上山田地区の、昨日も議題にのりましたけども、石切・長浦地区の町有地の問題、それから上久原地区の、元の道の駅と言ったほうがいいのか分かりませんが、その計画で取得した農地、上久原土地区画整理区内の公用地。また最近私も知ったんですけども、東久原の交差点のところに今看板を設置している公用地ですか、そういう土地がありますけど、それぞれ用途や目的、または管理部署があるのではないかと思っておりますので、その改正前と改正後の土地の管理状況とかいうのを教えていただければと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） それでは、マスクを外させていただきます。

まず、1つ目の財産の機構改革に伴う担当部署の全体的なお話としまして、令和3年4月1日から管財係が財政課から総務課の分担事務となります。総務課が所管しますのは、議員も言われてますように、あくまで普通財産、不動産の取得、管理および処分であって、行政財産、道路等、そういうものは今までどおり各課が行政財産として維持管理いた

します。

先ほど今清永議員がお話しいただいた石切・長浦地区、道の駅、今お出しいただいた分については全部が普通財産となりますので、総務課が引き続き管理をするということになります。

すいません。詳しいことは財政課長にもう一度補足させます。

○議長（阿部文俊君） 財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 今町長が申しました分でございますけれども、普通財産の管理につきましては、現在財政課のほうで行っております。この分につきましては、4月1日の機構改革に伴いまして、普通財産の管理は町長が申しましたとおり総務課のほうに移管するようになります。ただし、長浦地区、それから上久原の道の駅で取得した土地につきましては、今のところまだ行政財産ということでそれぞれの目的を持った土地となりますので、普通財産としての管理は行わず、行政財産として管理していきます。

ただし、長浦地区の分につきましては、取得の段階では一応普通財産として総務課のほうを取得していくような状況でございます。上久原の土地に関しては、行政財産として今は産業振興課のほうで管理していただく。それから、東久原の交差点の部分ですけれども、こちらは売却可能資産ということで現在財政課のほうで普通財産として管理しておりますので、引き続き総務課のほうでの普通財産としての管理になります。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） そうしますと、町長が12月の議会の中で課設置条例の思いを言われたと思うんですけど、私としては土地の管理については、総務課が一切適切財政課とそれから各課が所有するものについて管理していくというもので考えておりましたけども、内容的には各課が管理する財産についてはそのまま継続する、それから財政課が持っている今言われましたような普通財産管理については総務課が管理していくということだろうと思います。

それで、私が一番懸念するのは、当然従来どおりの各課が持っている土地の維持管理というのは、例えば施設が絡む土地、財産もありますから、例えば本庁の建物については総務課が管理して維持管理をしていくということになります。それから、例えばC&Cセンターについては教育課とか、レスポアールもそういうことですね。それから、学校関係あたりも教育課とかいう形になるからそういう面については私は構わないと思うんですけど、建物以外の一般的な土地の財産については、専門的な知見の中でいろいろ行政が考えていく行動をやっていかないかんっちゃうななかろうかと。それを今回、町長の思いの中で経

営デザイン課に統合されて、そういうふうな事業関連にする土地については積極的にやっ  
ていくというようなことの考えになるのかなと思ってたんですけど、どうも聞きますと、  
内容が総務課と、それから今まで財政課が持ってるものの土地を扱う内容がどうもしっく  
りこないような気がするんですけど、その点もう一度考え方というのを教えていただけれ  
ばと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 先ほど、私のほうも取得するときの話で普通財産というお話をさせて  
いただきました。普通財産と行政財産の考え方については、まず財政課長に説明をさせた  
後に、私が経営デザイン課の役割ということについて答弁をさせていただきたいと思いま  
す。

○議長（阿部文俊君） 財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 普通財産と行政財産の区分ですけれども、一番分かりやすいの  
は、議員のほうもおっしゃってましたように上物が建っておりまして、それが何の目的で  
建ってるか。目的がある物件につきましては、これはそれぞれの行政目的に即した財産と  
いうことで行政財産という位置づけになっております。普通財産につきましては、町の財  
政を支えるための売却可能資産ということで、一般の方に対して売却ができる運用資産と  
いうことで捉えております。基本的には、町の財産はこの二つどちらかにすみ分けがされ  
ていくようなものでございます。今回の長浦地区につきましても今の時点では売却に際し  
ては普通財産として売却しておりますので、買い戻しにつきましても一旦普通財産として  
買い戻した後に事業目的に合わせて行政財産に移行するのか普通財産に移行するのか今後  
の政策に関わってきますので、この分については町長のほうからご説明があると思いま  
すので、一応普通財産と行政財産につきましてもの違いはそういうものでございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） それでは、私のほうからご説明したいと思います。

土地の目的ということに関して明確に分けていく、普通財産というのは処分をしていく  
というのが基本原則になってくると思いますが、行政財産についてはその目的を明確にす  
るためにそれを区分けしてると。そういうふうに学校関係とか含めて土地というのを明確  
に分かるようにしてるとは思います。

経営デザイン課ということで機構改革を今回行った目的としましては、そこを財産がど  
ちらかだからといってそれぞれ仕事を割り振りするというわけじゃなく、事業目的に沿っ  
てそれを調整していくというマネジメントをする課が必ず必要になってくると。それを行

っていくのが経営デザイン課で、私はデザインをしていくことだと思います。そこは密に連携を取るといえることがあれば、普通財産、行政財産を分けてるということも効果的になると考えておりますので、そういう調整的な役割をしっかりと果たしていくことが今回経営デザイン課の大きな役割だと思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今町長が言われるとおりと私も考えます。一番心配になるのが行政の動きとして、いわゆる普通財産とか各課が持つてゐる特別な財産とかいう流れが、私としては今回の機構改革の中で積極的に動いていただくと。ほったらかしの状態というのが結局目立つという言い方かどうか分かりませんが、どうも動きが鈍いというのが私の感覚であります。ですから、例えば元の道の駅の構想の土地についても、利用方法がなかなか決まらないというところが一番問題点ではあるんですけど、せっかく買ったものが今塩漬けみたいな形になってますよね。それを今回のデザイン課の中での動きでもっていくのか、例えば産業振興課の中でその土地の運用をどげんしていくかというところを決めながら、早々にいち早く動きを示して土地の効率運用を図っていくということが一番大事だろうと思います。

ですから、そのための経営デザイン課との統合という形であれば、お互いの課がいろんな形の中で協力しながら土地の運用について検討していく。それから、上山田の石切・長浦地区については、昨日も一般質問で出ましたけど、一番最後の久山町が持つてゐる財政に関与できる土地ですよね。そこらあたりが積極的に協議検討されて、そして効率的に土地の利用がうまくいって、行政財産のほうに寄与するという動きをしていかないかん。そういう形のものを取っていくために総務課と財政、それから魅力づくり推進課を統括したものでやっていくんじゃないだろうかという気がしたんですけど、ちょうど今町長が申されますように動きは分かります。ですから、各課で管理するものと今度の新しい経営デザイン課で管理するものについての動きのスピードというか、それをアップしていただいて、そして効率運用をやっていくというような流れをつくっていただきたいと思いますが、改めて町長として4月1日からの各課の動きについての方向性を教えていただければと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

議員がおっしゃっていただいたような話と同じようになるとは思いますが、まずスピード、当然スピードを持ってやっていくということが機構改革の中の今回の大きな柱にもな

ってますので、そこはしっかり意識を徹底していきたいと思います。

私もいろいろ地域の中に暮らしておりますので、課題、そしてまちづくりの課題をいろいろ見てますけど、問題が複雑化して多様化してます。それをつないでいながらこの問題を解決すると、こっちの問題にもつながってるというのがたくさんあります。これは、行政でも同じ話だと思います。こういうつなぎ手をつくっていくということが今一番やれる課題解決かなと思ってます。

スピード感についても、まずはこういう政策部分も大事なんですけど、根本的にいろいろな住民の方のニーズ、そういうものを一つ一つ小さいことであっても素早くやっていく。これの積み重ねをやっていくことが大事だと思ってます。大きなことをする前にまず小さなことをしっかり積み重ねていくことも大事ですので、この辺の二つを役場組織内で徹底して管理職の皆さんと共有しながら進めていきたいと思ってます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） その点について、どうぞよろしくお願いします。町長が目指す改革というのを実行していただきたいと思います。

次に、重複すると思いますけども、財産管理部署が総務課に移行されたということで、各課が管理していた施設関係、先ほどから何々センターとかいろいろ言っておりますけども、その改善や運用の体制ですね。今までは各課が例えば保守、修繕だとか取得して物を建てるとかいうところは各課が協議検討し、計画をしながら上に上げていくということをしたと思いますけども、事務分掌からする判断、全てのものを例えば総務課が管理、計画していくのか、従来どおりの形の中で各課が予算を管理するものについては上に上げていくという流れなのか。重複するようでございますけど、その流れを教えてくださいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） ご質問についてご回答させていただきます。

今回の機構改革で、先ほども言いました土地の分につきましてはそういう財政課が総務課のほうに、普通財産の管理等は動きますが、あと行政財産については何ら変わりありませんので、その各課が担当しております改修等になった場合は担当してる課が提案等をしてやっていって実務までやっていくと。それについては、機構改革前と変わっておりません。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） それでは、そこらあたりは各課が管理する担当課長さんが十分にその施設の状況を確認されながら、保守、修繕とか取得だとかいうものについての計画をスムーズにやっていただくように検討をお願いしたいと思います。

次に、今まで質問してきました件でございますけども、役場庁舎の入り口のところのスロープの設置、段差解消、C&Cセンターのスロープや点字ブロックの設置、それからレスポアール久山の点字ブロックの設置についての状況、また昨日も町長のほうから大型改修について一旦中止したいという話もありましたけども、大規模改修の予定について確認をしたいと思います。その点どういうふうな計画をされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） それではまず、役場庁舎の件についてご説明をさせていただきたいと思います。

役場庁舎においては現庁舎では構造的に、今後人口増加に伴い障害のある方、そういう方も職員も含め増えていくことは当然考えられてます。そういうことについての対応というのをしっかりやっていくことが必要ですが、現状役場庁舎自体もそういう対応にはなっていない構造になってます。特に教育委員会のほうの別館については、段差等ももともとあってそういう対応ができてないというのが現状というのはもう議員もご存じかなと思ってます。これを大幅に改修していくというのは、他の行政サービスと比べると優先順位がどうしても低くなるのはやむを得ないのかなと思います。それは、全体的に改修を見直した場合がですね。ただ、やれるところについては、そういう対応というのはやっていきたいと思ってます。令和3年度の当初予算において、総務費の財産管理費に庁舎個別施設計画策定業務委託料を計上させていただいております。これは、公共施設などの総合管理に基づくそれぞれの個別施設計画を策定するものです。その中で、庁舎も含めてどういうことがやれるのかというのは検討させていただきたいと思っております。

また、各公共施設の大規模改修の予定についてですが、各課に調査を行って5カ年事業計画を基に今財政協議を行いまして、緊急性や必要性を考慮し予算化をしているところでございます。補助金の有無、効率化、効果的な施工方法などを検討しながら予算配分をしておりますが、令和3年度においては、大規模改修等の予定ですが、久山中学校の特別教室棟の改修工事の継続、そして学校教育施設改修工事として中学校のプールろ過器の改修、山田小学校の図書室や音楽室のLED化ということを今予算として計上させてもらってます。残念ながらこういう状況ということで議会の冒頭でもごあいさつさせていただきましたが、山田小学校の大規模改修については見送りするというので予算計上をさせて



いただいております。

次に、C&Cセンターについての点字ブロック等についてなんですが、実際私も現場に行って担当課長と現地を確認しました。やはりそういう対応をしていくというのも大事だとは思ったんですが、健診施設ですので高齢者の方がたくさん来られると。そこに対しての段差というのはすごく障害になってくるとい問題もあります。その辺も踏まえて、もう一度C&Cセンターについてはどういう形が望ましいのかということについて再度協議をさせていただきたいと思っております。

レスポアールの点字ブロックについては、平成16年から平成17年頃にレスポアール敷地のロータリー付近から玄関まで、それと館内の図書館、樺ホール、ロビーなどの主要な箇所には設置されております。実際平成22年頃には久原の交差点からJRのバス停、大国病院側のイコバスのバス停、県道沿いの歩道にも県のほうから設置をしていただいておりますので、今のところ施設管理者にも問い合わせをしておりますが、そういうことで支障が出るというふうなニーズも上がってきてないという現況です。ただ、今後そういう観点については引き続き確認しながら、もしそういうのが必要である状況が発生した場合は検討の上、対応も視野に入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今町長が申されましたように再度確認を取っていただきたいと思えますけど、見落としが若干あるかなというところと考え方の違いがあるんですけど、例えばレスポアールに関して、今町長が申されましたように交差点のほうから病院側のほうと、それからバス停のほうに確かに点字ブロックはあります。それから、裏の出入口のところも玄関口に入る前から点字ブロックがあるんですけども、現状を見てもらったら分かると思えますけども、交差点から両サイドに分かれた点字ブロックは、一方の病院側についてはレスポアールの正門といいますか、玄関側に誘導する点字ブロックはありません。そのまま行ってるんですね。ですから、左折をなさいよというところでスロープを上げていくという形が、どう考えるかということにもよるんでしょうけど、曲がってそこに玄関がありますよというふうなのはありません。

それから、点字ブロックと例えばスロープに手すりをつけるとか、そういうこともありませんね。それから、片方の直方線のほうのところは、結果的にバス停まで行く点字ブロックです。それ以外のずっと迂回<sup>うかい</sup>をして裏門に入るところまでの点字ブロックはありませんよね。ということは、障害がある方については、どういうふうな利用方法をされるかというのが一つ問題があるとは思いますが、そこを利用して中に入ろうという

案内は一切ないということですので、再度見ていただければと。

それから、C&Cセンターも、お年寄りの件については十分分かります。しかしながら、あそこも正面玄関から見たときに左手のほうからスロープがついてますよね。それで、以前は点字ブロックがついてたんですけど、今回の舗装でのけてある。それから、私の理想としては当然介護者がいなくちゃいけない部分があるんですけども、玄関を下りたらスロープがついてて、そのまま点字ブロックの案内によって障害者の方が行かれるし、車椅子の人も利用できると。それから、右手のほうにセンターがありますけど、あそこも結果的に今はブロックの、専門的な用語は分からんとですけど、角のついたあれじゃなくて丸みがついたブロックをつけてあってスロープ的な形にはなっていますが、結果的には段差がいろいろありますよね。そういうところあたりも見直すべきじゃなかろうかと思えます。

それと、ここはあんまり言ったらどうかなと思うんですけど、昨日の松本議員の一般質問の中で中学校のところのトイレの関係がありました。そこに苦情が出てるということでございますけども、はっきり調査報告というのをしていただきたいと思えます。監視カメラの関係についてはこれと違うんですが、私が一般質問したときに教育課長がちゃんと現場を見て、そして学校の先生と協議しながら学校の範囲であるというふうなことでなかなか設置しづらいと。それから、本庁舎のカメラ設置については、その当時の町長が現状としてはなかなか難しいということで答弁をちゃんとしてありますよね。それ以外の、例えば今の庁舎内のスロープの関係だとかC&Cセンターとかいう内容についての確認というか、あの当時私が一般質問をしたときは前町長は場合によっては現地を一緒に確認してでもという話もありましたけど、そういう行為も一切なかったし、調査報告といえますか、そういうことでこういう形で今工事を抑えさせてくださいとか、できないとかいうのを質問した議員に対して報告する義務があると思えます。答えがないということですね。

それから、この関係については障害者の方を優先的に、今久山町内にそういう方がいらっしゃるかどうかは分かりませんが、先ほど町長がおっしゃったように人口が9,000人から1万人近くぐらいにどんどん増えてきますから、そういう方々がいらっしゃるという想定の中でいろんな施設の利用だとか庁舎にしても前回は一般質問しましたが、職員の増員の関係とか、そういうときにそういうふうな障害を持った職員が来るとかいうことも想定した中では、ちゃんと目を向けていかなくちゃいけないということを私は考えますので、一番大事なことだろうと思えますよね。ですから、町が健康のまちづくりという話があっても片方ではそういうところを無視するという話はいかがかなと思っておりますので、再度全体的な改修というか、見直しの状況をどうされるのかというのを町長

にお伺いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） いろいろな面で今後まちづくりを進めていく、それはハードな面、ソフトな面、教育とかいろいろあると思います。ただ、今清永議員がおっしゃってあるように、こういういろいろな立場の方、福祉が必要であるとかいろんな方、ジェンダーの話もいろいろありますが、そういうことに対しての観点を持つということはまず大事であると思います。それをもって、今後の個別施設計画も含めいろんな計画に対してその観点がまずなければ始まらないと思います。そこでその観点があれば、そこをどうやって達成していこうかということに持っていくということなんです。これは、私が次の政策として上げていますが、恐らくそういうことと同じぐらい久山町にとっての大事なステップだと思っています。そういうことをちょっとずつですが変えていく、目に見える形で変えていく、意識も変えていく、そうすると町民の方々も役所に対しての信頼等も増えていくと思います。そういうことは、まずそこに意識を持って、今後の計画に対してはやっていきたいと思っています。

まず、議会の一般質問等について回答等がなかなか今までできてなかったということについては、私たちの行政のほうの相談というのができていなかったというのは確かにあると思います。今後お互い信頼関係を持って町民のためになる事業をやっていこうという目標は、当然同じだと思っています。そのためには、できることはできる、できないことはできないということをはっきり言いながらもそれぞれ議員の皆さんと意見を交わす、そういうことをやっていくことが大切だろうと思っています。

ですから、まずはその模範として私が率先してそういう機会をつくって現場に行くということの意識は持っていこうと思っていますので、もしそういうことがあれば私のほうにご相談をいただきながら対話をしていくということを重ねていきたいと思っています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今町長が申されましたように、そういう行動を職員と一緒にやっていただきたいと思います。一番そこが大事じゃなかろうかと思っています。それで、議員も行政の流れの中であまり内政干渉ということは間違いなくすべきじゃないからですね。ああじゃないこうじゃないということは私個人としても言うべきではないと思っていますので控えておかなくちゃいけないんですけども、町がすべきことをするというのを町長が率先してやっていただいて、先ほど答弁にありましたように回答をちゃんと出して結果を残していくというふうな動きをやっていただきたいと思います。

要するに、財産管理の在り方については、今回私が一番思っているのは総合的に考えたときに機構改革をやっていくという方向から、健全な有効運用が発揮される改革でなければいけないということで思っておりますので、再度、財産管理の在り方イコールそのことによる機構改革の方向性の思いを町長から聞かせていただいて、私の一般質問の質問を終わりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 今回の機構改革、まずそういうことを目標としてやっています。その成果として、土地の普通財産の売却等も成果として上がってくると思います、施策が進めば。そのためにも、まずやっていかなきゃいけない。それは、庁舎内でその方向性を共有すること。これは、回り道のように実は最短の近道だと思っています。これをしっかりやっていきたいと思っています。最終的には、経営デザイン課というのがずっと続く課ではなく、そこの軸をつくるまでの期間の課だと思っています。そういうことがしっかり定着してくることによって全体的なパフォーマンスも上がってくると思います。

現在庁舎内では、少なからずいろんな話合いをするという場は管理職の方も交えてやらせていただいています。いろんなことのアドバイスをしていただきながら進めてるというのが現状ですので、私だけがそういうふうな姿を見せていくということだけじゃなく、皆さんも管理職の方も各課の職員も考えながら少しずつ動きが出てくるということですので、今後皆さんの期待に沿えるように頑張っていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今町長が申されましたようにその改革を本当に進めていただきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は、10時20分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時8分

再開 午前10時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番有田行彦議員、発言を許可します。

有田議員。

○3番（有田行彦君） マスクを外させていただきます。

質問する前に、今回の一般質問につきましては、私なりに勉強してきたつもりであります。その過程において職員の方に大変迷惑をかけました。ありがとうございました。

それでは、私は、質問事項として令和3年度の予算概要と行財政運営について、質問の要旨として6項目上げています。

それでは、質問に入ります。

令和3年度は、新型コロナウイルスやコロナウイルス変異種から町民を守るための感染症対策・対応や、ワクチン接種や治療薬費用などを中心とした行財政運営になると考えます。一方、町民への住民サービスやくばらコーポレーションへの土地買い戻し費用など、ほかの公共事業も必要になってきます。そこで、令和3年度の予算編成の特徴についてお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

それでは、令和3年度の予算編成の特徴といいますか、方針について簡単にご説明をさせていただきますと思います。

当然コロナ禍の影響により、令和3年度の当初予算編成に当たっては、町税収入の減少を考慮しつつも減収補填<sup>ほてん</sup>交付金や地方交付税などの増額により、昨年度当初予算より8,900万円程度の増額予算となっています。本町の予算編成に当たっては、まず住民の生命、身体、財産に関わるもので、予算化しないことによって住民生活に重大な影響が発生するもの、そういうものに対して至急に対応する必要があるものについてまず検討しております。次に、今年だけではありませんが、第3次久山町総合計画の重点課題および重点政策に位置づけられたものについては優先的に予算配分を行っております。この編成方針は、コロナ禍における予算編成にかかわらず、毎年度当初予算および各補正予算においても心がけている点です。しかしながら、令和3年度の予算編成におきましては、コロナ禍の影響による財源の減少を考慮しつつも、住民サービスの低下を招かないよう既存事業の継続を確保し、併せて中小企業支援策や事業再開に向けた学校施設の補修など、アフターコロナに向けた対策を行っております。また、コロナ対策におきましては、ワクチン接種を行うこととなっていますが、国のスケジュールが明確になっていない中での事業開始となりますので、今後コロナ対策に関しましては、必要なものにつきまして補正予算等で議会のほうに提案をしてみたいと思っております。積極的に交付金等、国の事業が決まりましたら活用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） こういう時期で民間の事業者等も大変困ってらっしゃる。そこで、こういうときこそ行政がお金を出してめりはりをつけると、そういう考え方で去年の49億円だった予算が1億円ほど上がっておりますね。そういうふうな見方を私はしたかったんですけども、そういうふうな見方でよろしいでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 今有田議員の言われたとおり、そういう考え方でいいと思います。

まず、やはりこういう状況になってます。民間事業が厳しいときに行政が何を果たすかというときに、行政はその民間企業ならびに一般の方の生活をいかに確保していくか、そのための支出というのは行政しかできない役割だと思っております。こういうときだからこそ、そういう町民の方、企業の方を助けられるサポートをしていくということを念頭に予算規模を上げております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） そこで、一方では財政運用というやつですね。例えば繰入金、いわゆる財政調整基金の取り崩し、あるいは特別会計からの繰入金、これを大きく取り崩されてる予算じゃなかろうかと。3億7,000万円という話を聞きましたけども、それとか町債が増えるということになりますと非常に財政規律を乱すということになります。その点の心配はどうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 先ほどご説明をさせていただきました。こういうときこそ経済を回していく、そういうサービスを行政が役割を果たしていく上では財源をどこからか持ってこなければいけない。そして、なおかつ減収が見込まれるかもしれない状況となると、この数年コロナ禍の影響が見えない間は、財政調整基金等の取り崩しというのはやむを得ないかなと判断してます。

ただ、不測の事態に備えて、ある一定程度の財政調整基金というのは、毎年残していくという方針を当初の予算編成方針のときもご説明をさせていただいたと思います。実際、減収補填債等というのも、今回借入金というのが一概に実際借りるということに対しての抵抗というのはいろいろあるとは思いますが、今回、国のほうも減収補填債については法律を変えてまで各自治体に活用するようというふうになってます。それは、交付税等についてもその分については見ていくとかそういうふうになってるのは、あくまで経済を回していく。そういう形で国のほうもやっているとということで、借入金等についてはそういう

ふうに考えております。それは、有効に資金を回していくということをここ数年はやっていかなきゃいけないと思いますので、そういう対策も取っております。

幸い令和2年度につきましては、恐らくこのまま行きますと財政調整基金の取り崩しというのはそんなに必要がないのかなということも判断しております。その面は今議員が言われました3億円ほどを崩したとしても、その分については令和2年度の財政調整基金というのがある程度取り崩しが無いということもあり得るかなと思ってます。ですから、そういうことも踏まえた上で全体的にマネジメントしていけば、ここ数年何とか乗り越えていけるんじゃないかと思ってます。

ただし、昨日阿部議員からお話しいただいたみたいに、短期的な収入というのは必ずやっていかなきゃいけません。幾らその収入が上がったとしても、今度は交付税が下がっていくと。今回、減収しても交付税の<sup>ほてん</sup>補填<sup>ほてん</sup>というのを少し増額しております。こちらのほうも踏まえると、そこについての対応というのもやっていかなければいけないと思ってます。そういうふうを考えてます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 今さっき国の財政の問題もお話しされましたが、本当言うと国も非常に厳しい財政状況ではなかろうかと思えますね。それで、地方交付税からの頼みをするところ、ところがどっこいというようなことにならんようにですね。財政運営では、国の交付税を町が当てにしている財源収入は非常に難しくなるんじゃないかというふうな考え方を持ってるんですね。どうも今回も令和3年度の予算を見させていただいておりますと、国、県の支出金、地方交付税等につきましては収入のうちの25.5%を占めておると。これは、間違いなくこがしこ入るのかという、今までの考え方からしてですね。一つの例として、総合運動公園事業、これも国が出すというような前久芳町長のお話でしたけれども、何のことはない、国から2階に上がらされて、下からはしごを外されたような結果になってきていると。これはまた別の問題ですけどね。これは後でお話しせないかんことはあると思います。そういう中で、自主財源の確保をよく町長はおっしゃられます。これはふるさと納税につきましては、交付税とは何ら影響がありませんので、また後のほうでふるさと納税についてはお尋ねします。

そういう中で、私は一つ気になっているのが、くばらコーポレーションの話を質問の中でさせていただいております。くばらコーポレーションの土地買い戻しですね。この土地を買い戻す方法の中で、覚書でいくという話をされたような気がします、昨日も町長は。そうすると、今現在くばらコーポレーションは篠栗町に新工場を造るための土地を購入され

てる。篠栗町としてはいつも言われるのは、あそこの長浦の土地は3年かけて買い戻すんだと。しかし一方、くばらコーポレーションとしては、一日でも早く決済したいという気持ちはあるんじゃないだろうか。そういう中で、覚書ということになると不安定じゃないかと思うんですが、その点どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まず、覚書ということですけど、当時久芳前町長がその覚書を久原本家と交わしております。これについての効力というのは、3年で回収をしていくということについては何ら問題はないと思います。一方で、篠栗町のほうに久原本家が行かれるということになったことに対しては、食品工場ということで、久山町には当然そういう土地は今すぐ用意することはできません。コロナウイルスの関係で実際にリスクというのが分散していくということもありまして、そういうことで篠栗のほうに行ってるというのは現状私のほうにも報告があってます。その際にも、私も久原の社長とはこの買い戻しについての確認は取らせてもらってます。そういうところを考えると、問題的には覚書でいったとして私はないというふうに判断してます。そこについては社長と確認を取って、お互いこれにのっとってやっていくというふうに双方でやらせていただいています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実は、私も情報公開の関係で土地の売買物件の返還に関する覚書というのを町の担当の方から頂きました。これを見てますと確かにいろいろと書いてありますが、第5条までしかないんですけれどもね、これで大丈夫かなという正直なところがあります。

というのは、私も不動産業をやってますが、民間でやる時は例えば3回に分けてっていうんですからその都度売買契約書を作ったりとか、あるいは登記原因証明情報というものを作ったりしてます。しかし、今回3回に分けて払うということですから、よっぽどしっかりとしたお互いの約束事をつくっておく必要があるんじゃないだろうか。そうせんと、突発的な財政支出やらになると、その点はひとつ考慮していただきたいと思います。

そこで次に、令和2年度の一般会計当初予算は49億3,000万円でありました。歳出として、主な事業は総合運動公園施設整備事業1億1,690万円、防災インフラ整備事業1億350万円でありましたが、令和2年度の当初予算の中には新型コロナウイルス感染症対策・対応はありませんでした。新型コロナウイルス感染症対策で令和2年度町単独の支出の状況はどうでしょう。令和3年度の歳出予算は新型コロナウイルスや変異種感染症対策・対応で扶助費などの社会保障関係費のウエイトが大きくなり、町民の苦情、要望や住宅、住民サ



ービスの対応などはどう考えておられましようか。また、先ほどからも言いましたが、一方、歳入予算では災害対応等の緊急時に必要な財政調整基金の基金残高や町税、土地売払収入、企業誘致についてなどの財政状況についての考えや歳入歳出についてはどう考えられてるんでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 今の通告のことで、3年度の予算についての通告ですけども、若干ずれてると思われましますので、もう一度確認をしていただければと思います。

○3番（有田行彦君） 議長、その点につきましては、一応参考ということで出しております。それで、令和3年度の予算についての質問は具体的にまだしてありません。

○議長（阿部文俊君） 町長、答えられますか。

町長。

○町長（西村 勝君） 令和2年度を有田議員から参考のご質問ということなんですが、いろいろな点で細部にわたっておりますので、その辺につきましては議案説明のほうでお伺いしていただいたらいいかなと思っております。いいですか。

（3番有田行彦君「分かりました」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） それでは次に、昨年12月議会のとき、令和3年度の町税収入は令和元年度決算と比較すると約5%から10%程度の減少見込み、またたばこ税では約60%から70%程度の減少、入湯税では全額の減少を見込むとの説明であった。令和3年度の歳入歳出の予算にも影響してくるのではないかと思います、どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） それではまず、現状につきまして、税務課長のほうからご説明をさせていただきますと思います。

○議長（阿部文俊君） 税務課長。

○税務課長（佐々木信一君） 令和3年度歳入予算、町税につきましてご説明いたします。

町税全体につきまして、令和2年度当初予算22億3,709万3,000円、令和3年度当初予算20億6,569万6,000円、前年比といたしましてマイナス1億7,139万7,000円、対比といたしましてマイナス7.7%の減でございます。新型コロナウイルス感染拡大の影響等で減収が見込まれるということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 昨年12月の質問のときも、3年度は入湯税が全額減少になるという説明をお伺いしました。そこで、入湯税が全額減少ということになればフォレストロードの

問題、入湯税は目的税でございますのでフォレストロードの今後の工事はどうなるのかなという心配があるんですが、その点どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 当然それに沿って工事をしていくというのが前提になります。ただ、今回の予算につきましては後ほど議案説明会でもご説明があると思いますが、フォレストロードの中の地権者の用地というのが今買わなければいけない用地というのが一部ありますのでそういうことはやりますが、工事については当然入湯税等を伴ってやっていくというスタイルでやっています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実は、私も後の問題でご質問しようかと思うんですが、<sup>ゆめか</sup>夢家もあると  
ですよね。今の入湯税が全額入らないというのはよく分かります、とにかく<sup>ゆめか</sup>夢家が経営して  
ないということですから。そうすると、フォレストロードの工事等にも影響してくると思  
うんですね、当然。これは令和3年度に限らず今までずっと影響してきとると思いま  
すが、せっかくフォレストロードも今ある程度までできておりますから、ここで工事がスト  
ップするというののないようにひとつ頑張ってくださいなという気はします。

次に、町の財政問題の視点から、町の事業ではない資金援助問題についてお尋ねしま  
す。よろしいでしょうか。

○議長（阿部文俊君） もう一度言ってください。何か通告の中に入ってませんので。

○3番（有田行彦君） それで、今言いましたごと、町の財政問題の視点からお尋ねしたいと  
思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長、答えられますか。

○町長（西村 勝君） 内容が。

（3番有田行彦君「そやけん、内容を一区切りお願いします  
と言うところはそういうところですよね」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 確認します。

どうぞ。

○3番（有田行彦君） じゃあ、町の財政問題の視点から、町の事業でない資金援助について  
の問題についてお尋ねします。

上久原区画整理組合の組合事業、県の事業認可が3月いっぱい切れます。上久原区画  
整理組合への町からの資金援助などの問題に町民の関心度も高くなっています。補助金の  
町からの出資については、助成規定はありません。補助金の支出が適正と言えない場合、

住民訴訟の対象となります。また、町長は町が組合事業を町の事業として引き継ぐことはないと話されています。町の事業ではないのに、町から組合へ資金援助をするのかなどの疑問があります。もし出資するという事になれば、財政上厳しい中、町の財政支出はどうなるでしょうかね。

○議長（阿部文俊君） 今のは通告外にそれこそ当たりますので、今のは町長として答えられるのかどうかは町長が判断してください。これは通告に入ってませんので、もう一度2番のきちっとした通告に沿って質問してください。

○3番（有田行彦君） 私はこれが通告外と言われればこれは取り下げますけれども、いわゆるもし上久原区画整理組合に対して町が資金援助をしますとかそういうふうに決められれば、これは当然歳出の問題、財政の支出の問題があるからお尋ねしたんです。いろいろ出すところがあると思うんですけども、一つ具体的にこれに対してはどう考えられるかというふうにお尋ねしました。それで、町長が答えられんと言わっしゃればそれでも結構ですが、どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 答えますか。

その点につきましては本当に通告外になっておりますので、町長のほうも通告にないことに関しましては……

（3番有田行彦君「いや、いいです」と呼ぶ）

いいですか。

次に行ってください。

○3番（有田行彦君） 町長が答えられんということであれば、それはそれで結構です。

次に、令和3年度の目玉事業というものについてお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） これは3番目でしょ。

（3番有田行彦君「3番目です」と呼ぶ）

令和3年度ですね。

○3番（有田行彦君） 町長に就任されて新しく財政課の一部と魅力づくり推進課を一つにして経営デザイン課に改められたように、令和3年新年度、これはというような目玉になるような事業はありますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 令和3年度の目玉事業ということですが、実際全てのサービスというのが毎年度大切な事業だと思ってますので目玉ということの捉え方はしておりませんが、まずコロナ禍において税収の見込みは立たない状況下で、総合運動公園事業、中学校特別教室棟の改修工事など、継続的な事業を実施しております。そのような先が不透明な状況

下で今何を一番大事にしていかなきゃいけないかということ予算編成のときも考えました。そこで、私が今やれること、大切なことは何かということ考えたときに、住民の皆さんの不安を少しでも和らげ、そして寄り添っていく伴走型のサービス、金額等じゃないそういうところのニーズを満たすことが大切じゃないかと思いました。

そこでまず、6点ほど今回お話をさせていただきたいと思います。

まず、1点目が、ワクチン接種の不安を解消するための組織体制と情報発信。町内開業医、九大久山町研究室、行政が連携してワクチン接種体制、久山町独自の体制というのをつくっていかうとしております。これにより、町民の皆さんのワクチン接種に対する不安をいち早く解消していきたいと思っております。そのためには、正確な情報を素早く皆さんに幅広くやっていかなければいけない。そのために、LINE公式アプリの導入、テレビのデジタル放送を活用したワクチン接種に対する情報発信など、高齢者も子育て世代もいろんな情報が得られるというのについてしっかりサービスを実施していくということが1番目になってます。

2番目が、有田議員からもいろいろお話があつてます。商工業者の経済的な心配に対する不安を解消するために、プレミアム率20%の商品券を7,000枚発行していくと。これは、町独自の分として昨年に引き続きやっていきます。

3番目、子育て世代が、こういうステイホームとかいろいろありますが、安心して外で遊べるようにということで、まず子供たちを安心して遊ばせられる身近な遊具のある公園を町内に1カ所整備する予定にしております。

次に、4番目に、不妊治療に悩む、そういう方の一般不妊治療に要した経費について一部助成をします。今、福岡県のほうで特定の不妊治療をされてある方については助成があるんですが、それ以外の一般不妊治療の方にはそういう助成の手だてがありません。それを町独自としてやっていきたいと思っております。

5番目に、認定を受けられた要保護・準要保護の家庭の生徒への中学校のランチサービスについての一部助成を考えてます。これは小学校では行われてたんですが、中学校では行われていませんでしたので、今回少しでも助成になればと思い計上させていただいてます。

最後の6番目、子供たちの学びの機会を創出するための学校以外におけるICTを活用した生きる力の検証や、新たな中学生のリーダー育成プログラムへの参加を助成します。子供たちがこういうコロナ禍にありながらも自分たちの成長をしっかりやれるような、そういう機会をつくっていききたいと思っております。

以上のような内容について、私は今年度久山町として大切なことじゃないかと考えてま

す。ハード面については、おおむね前年維持傾向になっておりますが、コロナ禍で経済は厳しい状況に陥っているときだからこそ町民の皆さんの心の面にスポットを当てていく、そういうことが今年度の重点ポイントだと、未来への投資だと考えております。また、国の交付金などが確定しましたら積極的に活用していくと同時に、そこで拾えていない国、県の隙間、そういうことについては町単独でも積極的に実施してまいりたいと思います。行政にとって令和3年度というのは、大きなポイントとして捉えれば、もしかしたら挑戦ということかもしれません。議会の皆さまと一丸となって、この世界的な難局を乗り越えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私がまず質問する前に強く言いたかったのは、質問事項は令和3年度の予算概要と行財政運営についてなんです。だから、令和3年度についての予算概要の中での質問ですから、その点をひとつ含んでいただきたいと思います。

それで次に、その事業ですよ。令和3年度の目玉事業というふうな位置づけを私勝手にさせていただいておりますが、先ほどもフォレストロードの話をさせていただきました。これをぜひひとつ今年度内に完成するというような、そういったものがほかにもあっていいんじゃないかという気がするんですね。例えば山田小学校体育館の天井工事ですね。こういうところは早くすべきじゃなからうかという気がするんですが、どうお考えなんでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まず、フォレストロードの関係につきましては、<sup>ゆめか</sup>夢家の跡というよりも事業者が決まっておりますので、あちらの動向というのを今踏まえてる状況です。当然そちらの動向を踏まえながら予算というのを考えていきたいと思っております。ただ、令和3年度全体で予算というのが決算状況も踏まえて見えない状況もあります。国の動向も見えない状況もありますので、今、令和3年度に上げております予算というのが町の中で優先順位をつけさせていただいた予算というふうにご理解いただきたいと思っております。

山田小学校の大規模改修につきましても、体育館も含めて早急にやっつけていかなきゃいけないという認識は持っています。ただ、今の財政状況から考えたときに、当初の方針でもお話しさせていただきました。今日もお話ししましたが、今年度は見送るという方向性でやらせていただきました。ただ、その中で、子供たちの環境について改善ができる分については町独自でもやっていくということで予算を上げさせていただいています。この議論につきましては、令和4年度につきまして予算としては検討する方向で行きたいと思っております。

が、まずは令和3年度の状況を踏まえて議会の皆さんと議論していく事項になるかなと思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 山田小学校の体育館については、町内統一のスポーツ行事とかあそこであってますから、町民の目にはすぐ分かるわけですね。それで、何年もこういう状況じゃというところもあろうかと思えます。それで、令和4年度にはぜひ積極的に考えていただきたいと思えます。

次に、経営デザイン課を新設したことで、職員に専門的な知識を身に付けることにより町内工事等の請負契約の変更等がないように。また、コンサルタントの委託を考えるためや職員の知識、技術を学ぶ研修等に投資したらどうかと思えますが、その点どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まず、職員の人材育成ということに対してご理解をいただき、本当にありがとうございます。

請負契約の変更というのは、実際に事前調査をしっかり行うという前提が基本だと考えてます。そのために専門的な知識というのが必要になってくると考えております。各部署においては、それぞれ専門的な研修というのは派遣して取得するなどを行っておりますが、今後は一度ではなく何度もスキルアップにつながるものについては啓発していきたいと考えております。

ただ、技術、知識というのは、あくまで私はツールだと考えてます。そのツールというのも使い方を学ぶことが大切だと考えてます。大きな経済の変化への価値観に対応し多角的な視点で物事を見る力や問題の本質を見抜き解決する力が、これから私たち行政職員には必要になってくると思っています。そのような能力を身に付かせる研修、それを経営デザイン課と総務課においてやっていくということも今後必要になってくると考えています。それにより専門的な研修とそれを使う基本的な考え方、効率的な業務遂行につながっていくと考えております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私なりに専門的な知識、技術を学ぶ具体的な例としまして、国、総務省では公認会計士や経営のプロを自治体に派遣することを計画していると。上下水道や公共施設の運営を支援するためとのこと。要請のあった自治体に派遣するほか、経営の見直し

が遅れている自治体には要請がなくても送り込む予定とのこと。

そこで、昨年12月議会で久山町総合運動公園スポーツゾーン整備第7期工事請負変更契約と草場地区再開発第3期造成工事請負変更契約の2カ所で約774万円の工事資金追加。減額になる分はまだしも、厳しい財政状況の中、何のために委託料を払ってコンサルタントや設計士などに依頼してるのか。この点どう考えられましようか。

○3番（有田行彦君）

○町長（西村 勝君） まず、先ほどの回答と重複するところがあると思いますが、請負契約の変更というのは、事前にしっかりと調査を行っていくというのが基本になっています。それに基づいて工事を行っていくというのが原則だと思ってます。今回、そういうことができるだけないようにしていくというのが基本的に職員としては意識していくこととなりますので、そのためにもスキルアップというのは必要であるということがご質問内容かと思ってます。

一方、委託料ということになるんですが、全部を調査をしていく、仮に広げていくとすごく委託料が高騰するという問題も出てきます。それによって工事自体の変更はないかもしれませんが、実際にその工事と関連しない分として委託をやらなくていい項目もあるかもしれません。そういうことも実際に起こってきますので、私も家等を建てる場合、設計から細かい点というのが出来上がったときに変更があったりというのはかなりありました。それと同じように、若干の変更というのはそういう面を配慮しても出てくるところはあると思いますが、まずはその基本というのをしっかり職員が意識してやっていくということをやれば、少なからずこの変更も少なくなっていくと思います。ですから、職員が一方で変更を恐れてその効果を出さないということにもなってもいけないと思いますので、その辺は留意していきたいと思ってます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私も先ほどから言いましたように不動産業をやってまして、売買のときの項目の中に土質調査、土壌調査とか、こういうふうなのがあるんですね。そうすると、そういうことを怠ったとら、あるいは売主さん、買主さんのほうから私たち仲介業者が責められるわけですね。そしたら、うかつにしておけばわれわれの手出しでなくちゃいけないと。民間ではこういうふうな宿命にある。そして、しかもペナルティーを科されると、そういうことですね。だから、コンサルタントや設計士に委託しとるからいいということでもなからうということで、職員の専門知識をとということになるんですけれども。そうなると、私が最悪のことを言うと悪いですけど、コンサルタントの言うとお

り、設計士の言うとおりに、はいはいはいはいって言うわけにもいかんのです。だから、この点はしっかりと研究していただきたいなと思います。

また、次の質問の中に、財政運営を進めるための土地売払収入というのがありますね。その中に、旧久原幼稚園跡地抵当権設定の土地を昭和59年に町が購入する前に幼稚園は昭和48年に開園していたと。抵当権を設定した土地を購入したことについては理解できない。もしこのとき専門的知識があれば、こんなことはできなかったのではないかと私は思うわけですね。結果、現在大きなツケが回ってきている。また、旧山田幼稚園跡地について調査中との話であったが、これもどうなってるのかと。こういう例を町は避ける手だてを考えるべきだと思うんですけどね。そのためにも、専門的な知識、技術は必要ではないかということで申し上げております。

また、令和3年度土地売り払い等の財産収入は、前年度より約1億500万円の減額。厳しい予算の中、土地売り払い予定の両幼稚園の土地は大きな財産収入になります。この1億500万円とかいうのは参考でございますので、その点どうでしょうね。

○議長（阿部文俊君） これは、中身が幼稚園の関係、土地の扱いとかそういうふうなことの中身はもう別に、最終的にどういうところの。何か全体的にいっぱい今通告外が入ったような中身もありますので。

○3番（有田行彦君） 実は、久原幼稚園の場合は、結局私がこれ不思議でならんのは抵当権の設定してある土地を購入してるということですね。結局、昭和59年の売買で買ってあるんですね。われわれはちょっと信じられないんですよ、抵当権の設定してある土地を買うとか。そしたら、結果的には今その後処理のために大きいツケが回ってきていると。これは昭和59年時代ですけども、そういう専門的な知識があつとれば何もこういうことはなかったらうということですよ。

それから、山田幼稚園の跡地の問題。これもいろいろ山田幼稚園の跡地を売るということでしたんですけど、売れない。それなりの理由があると。これも、専門的な知識があればこういうふうなことにはならんやっつちやなかろうかというのが私の考え方なんです。そういう意味で、全ての職員さんの中に専門的な知識等を持ってあれば、こういうことにはならんやっつちやないかというのを私は強く言いたいわけですね。それで、特にこの両幼稚園については、財産収入という形で大きなウエイトがあると思うんですね。先ほどの質問の中にも普通財産をうんぬんかんぬんとありましたけれども、これも大きなウエイトがあろうと思います。

そういうことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 先ほども言いましたように今回の通告の中では職員の知識や技術を学



ぶ研修等への投資についての質問だと思いますので、その件に町長は答えていただきたい  
と思います。幼稚園の跡地の問題はまた別の話だと思いますので。町長、答えられます  
か。

町長。

○町長（西村 勝君） 職員の研修の件について回答だけさせていただきたいと思  
います。その他のことにつきましては、今回一般質問の中の項目として準備してる項目では  
ないので、そこはご理解いただきたいと思  
います。

研修につきましては、そういう専門的なことというのが担当者1人で賄っていくとい  
うのが駄目なのかもしれません。そういうふうに2人体制とか管理職のほうで、それをし  
っかり意識してチェックしていくということがまず大事なかもしれないと思  
います。その  
辺については、今後の研修、そして人材育成の課題として捉えさせていただきたいと思  
います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は、一つの例として両幼稚園のことを挙げました。それで、結  
局こ  
ういうことを避けられないかんっちゃないですかという意味ですね。

それから次に、自主財源確保のふるさと納税制度ですね。

○議長（阿部文俊君） 納税というのは、もう5番ですか。5番ですね。

○3番（有田行彦君） 5番に行きます。

○議長（阿部文俊君） 5番ですね。

どうぞ、有田議員。

○3番（有田行彦君） 自主財産確保のふるさと納税制度ですね。町に寄附される方が  
おいで  
になる一方、久山町民の方がよその自治体へ寄附されていると。その方たちの人数と令  
和  
2年度課税におけるよその自治体へ寄附されている方たちの人数と控除額はどうか  
お  
りましようか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） それでは、概要につきましては、税務課長のほうからご説明を  
させ  
ていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 税務課長。

○税務課長（佐々木信一君） 令和2年度課税におけますふるさと納税された方の  
人数、納  
税額、町民税の控除額につきましてお答えいたします。

令和2年度課税分で、人数191人、ふるさと納税寄附金額1,695万7,000円、町民税控除

額762万7,000円となっております。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 税務課長、ありがとうございます。

それで、令和元年度と比較してみますと、令和元年度が171人で金額が1,450万円、それから控除額が604万5,000円、これが全て今年度は多くなっていますね、令和2年度は。まだ終わってはおりませんが。

そこで、ふるさと納税については、町長も昨年12月の私の質問に対して、令和3年度についてはコロナウイルス感染症の対策・対応の中、諸税への影響が懸念され、併せて交付金や交付税の配分も不確定の中、自主財産確保は急務と考えています。そこで、ふるさと納税は有効的な手段と考え、今現在ふるさと納税の額も上がってきており、令和3年度はさらに向上を目指して取り組んでいきたいと答えられました。そこで、新宮町はもとより須恵町のふるさと納税は、昨年令和2年度当初予算では1,300万円。本年令和3年度は10億5,000万円の歳入予算を組んでいます。令和3年度久山町は1億8,000万円。他町と比べるとどうかと思いますけれども、どうしても比較したくなるものですからね。

そこで、久山町は、もっとふるさと納税の返礼品としての町特産品の開発等に力を入れ充実させる必要があるのではないか。また、よその自治体へ寄附されてる町民の方に聞きましたところ、久山町に何かあるかとの答え。町返礼品のPR不足ではないかとも考えます。もっとふるさと納税を活用した地域づくりや返礼品として農産物を増やすことに取り組んでいけば、農業振興にもなります。また、C&Cセンターでの久山町健診事業の広報PRや同窓会事業など、久山町出身者等に呼び掛けることなどにも取り組んだらどうかと思います。また、企業版ふるさと納税もあります。町内の企業の法人税、法人住民税に影響が出ると思います。お答えをお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 他自治体の予算規模というのは、その考え方があってと思います。新宮町においては、以前からふるさと応援寄附金額というのは2桁に、億になっているというのはご存じだと思いますが、あそこが少し私の分析で強いのは、別組織がやっておるのでそのニーズとかいろんな手間を生産者、そういった方々の問題点をそこで改善して出しているということが寄附金額のアップにはつながっているかと思っています。久山町においては、そういう組織というのが今現在ありませんので、今後はそういうことも必要かもしれないと思っています。

実際、今回の予算というのは、先ほど有田議員が言われたように先の見えない状況です

ので、ふるさと応援寄附金も厳しく予算としては歳入を上げてます。でも、現状値としては令和2年度では2億5,000万円ということの現状値は確保できると思ってます。当然予算をそれ以上上げていくというのを視野に上げてますので、そこは厳しく見ていくということで予算を抑えて出してます。そういう現状というのをご理解をいただけたらいいかなと思ってます。当然、各議会においてその都度補正予算というのを上げていくということになってくると思います。

返礼品等につきましては、今回来年度につきましては久山オリジナルの体験プログラムとかそういうことを商品化できるように町内の企業者の方と連携していくと。それによっていろんなところに事業者が農産物を出すことのお機会とか出てくると思います、食事関係にしてもですね。そういうふうなつながりというのをつくるというのを令和3年度に取り組みたいと思います。

ただ一方で、この結果というのが2、3年出てくるのにかかると思います。そのためには、町内の応援寄附金の商品として割合を占めてる企業さんたちに対しては、そこに合ったニーズを提供していくためにどうするかという議論を今重ねてます。そういうことによって両輪で進めていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私はあんまり他町のことは言いたくないですけど、須恵町は令和2年度当初予算は1,300万円、それで今年は10億5,000万円。こういうふうな数字を見ますと、すごいなと単純に思います、正直言いまして。というのはなぜかという、ふるさと納税は、先ほどから言いますように金額が多ければ多いほど交付税とかには影響しないんですから、ふるさと納税が上がろうと交付税が減るわけでもないし。だから、これは町長も言われたように、自主財源確保にとっては非常に大きな魅力であるというふうなことだろうと思います。それで、ぜひこれを、私も以前からふるさと納税については関心がありましたから述べさせていただいておりますが、私で何かできることがあったらおっしゃってください。それこそ、幾らかでもふるさと納税が上がれば町民もそれだけで行政サービスができるということで期待されると思いますので、よろしく頑張ってください。

次に、最後になりましたが、新型コロナウイルスや変異種感染症対策で緊急事態宣言が出るなど、終息の気配はない。そういった状況の中、町民の町への信頼、期待は大きい。そこで、町独自の新型コロナウイルス感染症や変異種対策・対応で、町内商工業者への助成支援またPCR検査、抗原定性検査、抗体検査などの検査費用の助成やC&Cセンターでの町民対象のPCR検査などができるようにしたらどうか。そして、新型コロナウイルス

ワクチン接種は、一人につき2回接種を受けなくてはいけない。また、将来の治療薬費用等について町民の心配がないようにすべきと考えますが、どうでしょうかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 商工振興策につきましては、先ほどご質問されたので省かせていただきます。

まず、コロナ禍の中で、住民へのワクチン接種がまだ始まらない時点で不安に思う方もいらっしゃるの承知しています。自由診療による検査に対してその費用を助成することは、特定の医療機関や検査機関の対応を<sup>ひっばく</sup>逼迫させる一因にもなり得るということになっております。また、症状がない方に対し臨床的に判断に基づかない検査の実施は、正確性に課題があると言われてます。検査精度の問題から、無症状者へのPCR検査単体での感染者確定は難しいということです。この検査結果に基づき、検査された方が万が一感染予防策を緩めてしまうことが生じた場合、結果として感染拡大につながる可能性もあります。現時点では臨床的判断を得ない費用助成については、積極的に行うということについては難しいのではないかと捉えています。また、ヘルスC&CセンターのPCR検査につきましても施設整備や検査スタッフの確保等、検査体制の確保に必要な費用、時間等が相当かかりますので、C&CセンターでのPCR検査についても現在考えてません。

ただ、実際今後の状況というのは、どういうふうに動いていくか分かりません。幸い久山町自体は、目立って大きな感染を広げるといことは今のところない状況です。ただ、どういうふうになっていくかというのは今後見ていかなければいけない、油断をしてはいけないと思ってます。そして、ワクチン接種の状況、それにより、次の質問にも連動するかもしれませんが、ワクチン接種が遅れることによって実際にその感染を広げないための手法がどういうことがいいのかというのは、今恐らく国としても考えてる、見守ってるところだと思しますので、その辺の対応についてはその状況に応じて考えたいとは思ってます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私もお尋ねしたかったのは、症状がなくても感染を調べる自費検査とかいうのがあるんですね。それから、コロナ抗原検査キット、これは古賀市で取り扱ってらっしゃるようですが、こういうことについてはできないということでしょうかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 古賀市のほうがそういう取り組みをされたということになってます。

実際にそういう抗原検査キットで実証段階、テスト的にやられてるというのは話は聞いて

ます。これにつきましては、学校関係等、実際にPCR検査を受けない濃厚接触者に当たらない方に対して古賀市が一部提供していくと、確保していくというような話で進んでる話かなと思ってます。ただ、それはテスト的にやっていくということですので、今のところPCRに比べると安価であるということになってます。ただ、問題は、安価ということでやっていったときに、さらにもっと効率的なものが今後出るかもしれないというのも見守っていく必要があると思ってます。そして、実際抗原検査というのは、そのときはよくても、また誰かが出たときにまた同じように何回も検査をしていくということになってきますから、実際にそのストックというのはものすごい費用がかかってくるという問題もあると思います。ですので、その経過というのは踏まえたいと思います。久山町というところが実際に人口が少ないところであります。それによってもしかしたら有効な手段が出るのであれば、積極的に検討はしていきたいと思ってます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） こういった自己負担の検査とかコロナ抗原検査を受けられた方が陰性でしたよという話を聞くと、何か安心したというような町民の方の声も聞くわけですね。そういうことによって、また自分で予防しながら仕事もされるというようなプラスの方向に行かれるという効果もあろうと思います。そこら辺も今後とも考慮していただきたいと思っています。

それで、もう一つは、昨日も質問の中でありましたが、九州大学と久山町研究所と連携して接種の実施体制の構築を行うということでしたが、C&Cセンターを基本型接種施設やサテライト型接種施設として使用することができたらどうかと。1月の臨時議会のときにはワクチン集団接種はC&Cセンターで行いますよということでしたが、その点どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） すみません。もう一度ご質問をお願いしたいんですけど。

○3番（有田行彦君） 分かりました。

いわゆるワクチンの接種施設、基本型接種施設とかサテライト型接種施設というのがあるといことです。これについては、そこでも接種はできるということですが、こういうことをC&Cセンターではできないかということなんです。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） それでは、健康課長に回答させます。

○議長（阿部文俊君） 健康課長。

○健康課長（大嶋昌広君） ご質問の件については、昨日の松本議員のときにお話しさせていただいておりますけども、基本型施設として接種会場として設けるのがヘルスC&Cセンターになります。町内の診療所に3医療機関ありますけども、その施設がサテライト施設という形で接種を行っていく計画を今立てております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） ワクチンは、サテライト型施設では5日間の余裕しかないということですね。それで、集団接種をC&CセンターですということをPRすれば、この5日間の心配もなかろうという気がするんですよ。5日間経過した後は、これは効果ありませんよということでしょうから。その点もひとつ考えてみてください。

それからもう一つ、先ほど町長も言われましたけれども、旧夢家の跡の現状ですね。私が考えたのは、旧夢家の跡の現状は、例えば町内には入院できる病院はありません。そこで、旧夢家を町民が宿泊療養できる施設として使えるように県、九大と協議してはどうかと。県も病床や宿泊療養施設の確保に予算を組んでおりますが、その点はどうでしょう。もう駄目ということであればあれですけど。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 一般質問の内容としては入ってませんので、そういう回答は控えさせていただきますと思いますが、そういうご提案についてはまた意見交換ができたらと思います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） それでは最後に、ワクチン接種で副作用が起きた場合、1月27日の臨時議会の際、国の救済制度で賠償金、補償金として国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1との説明があったが、国が全て責任を持つべきだと私は考えます。また、1月臨時議会での補正予算の補正額の財源内訳、一般財源5,000円の持ち出しは疑問があると思いますが、その点どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 答えますか。

町長。

○町長（西村 勝君） ワクチン接種に関する関連ということで、答えられる範囲で健康課長のほうからお答えさせていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 健康課長。

○健康課長（大嶋昌広君） 1月の臨時議会の際に補正予算を組ませていただいたときに

は、基本接種体制をつくる予算、それと接種に係る予算という形で折衝させていただいておりました。それで、そのときに国から細かい指示がまだ出てなかった状態でありましたので、5,000円をつけたのは端数の関係でつけたところでありましたので、今の時点では町が持ち出すということはないということです。それと、接種に関わる副反応により町が4分の1負担するという部分はありますけど、これについてはまた国のほうから指示が出てまして、基本は全額国のほうが補償するという形なんですけども、ただそれに伴う調査をする組織であるとかそういったのは町のほうが負担するので、そういった部分が町が負担する部分というふうに捉えています。だから、最終的には国から補助が来ますので、町がそういったワクチン接種に係る費用を出すということはないというふうに捉えられていいと思います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員、やっぱり通告のほうから離れてるところがありますんで、注意してください。

○3番（有田行彦君） はい。

それで、議長からも注意がありましたが、一つ一つ文章に書いて出せばいいんですけれども、どうしても町長の答弁を聞きながら質問するものですから、これが一問一答方式だろうと私なりに思うものですから。それで、どういった答えを出されるかということが分かっておればそれでまた文章を書きますけど、これはお互い、私にも勉強不足だろうと思いますが、できたらわれわれ町議会議員をしながら兼業者なんですね。それから、町長は専門職でございますので、議員が質問するぐらいのことはぴんぴんぴんぴん分かっていると思うものですから、文書に書くことができなかった。そのことによって、議長をはじめ町長に迷惑をかけました。これはおわびいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は、11時半からお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番佐伯勝宣議員、発言を許可します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） では、私は大きく分けて2項目質問いたします。

では、マスクを外させていただきます。

1項目めは、町の諸問題と役場機構の在り方ということについてで、2つございました、町選管委員会の強要行為。委員会となっていますけれども、何かこういう書き方やったかな。何か私が提出した原稿ともう一回調べてみますけど、何か原稿が違うような気がします。2点目が補助金目的外使用です。大きな2番目が西鉄バス路線について。これは、前回と同じですが、そして昨日も町長、別の議員のところで発言されてますし、なかなか厳しいなと思ながらも72便の復活って何だろうというような分からない点もありましたので、もう一回同じことを整理して教えてください。

では、1点目行きます。

町の諸問題と役場機構の在り方について。

①選挙管理委員会の「強要行為」についてでございます。

平成28年9月29日、町長選の際の私佐伯への町長選管委員会による議員の辞職強要について。平成31年3月議会で、私は一般質問を行いました。この件を含む庁舎内の公務員による強要の再発防止、そして今年の秋の町議選を控え、町選管内で法令遵守のマニュアル化など課題があると捉えますけれども、町長、見解はいかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） それでは、マスクを外させていただきます。

この件につきましては、選挙管理委員会のほうから、まず担当課であります町民生活課のほうからご報告をさせていただきます。

○議長（阿部文俊君） 町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） ご質問の法令遵守のマニュアル作成についてですが、この問題は久芳前町長が職員による強要行為はなかったことを答弁されております。役場職員が法令を遵守して日々の仕事をするのは当然のことでありまして、改めてマニュアルの作成は必要ないと考えております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） なかったと答弁をしたということですね。受けるか受けないか、どう捉えるかというのは、先日もパワハラの問題がございましたが、本人の問題でございますし、いろいろデータもございますので、これは宿題とさせていただきます。それでいいですね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 久山町議会会議規則第62条にのっとって反問をさせていただきますと



思います。

佐伯議員は、この案件の話というのはいろいろお考えがあると思います。平成27年時から私も議事録を調べておりますが、宿題という問い掛けをいろんな項目でされてありますが、宿題というのは具体的にどういうことなのかというのを教えていただきたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 改めてまた質問をするということが一点と、そしてもう一つ、その際にまた調べてご回答をいただきたい。そういうことが大局、2点でございます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 質問について回答いただきありがとうございます。

一応先ほど町民生活課長がお答えしましたが、町のスタイルとしては、この件につきましてはそういうことはなかったということはお伝えしときたいと思えます。

以上です。

（4番佐伯勝宣君「分かりました」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 宿題ということをご理解いただいたと思えますが、またこれは役場機構の問題として再質問、その意向があるということをご認識いただけたらと思えます。その点はいいですかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 私も過去の事跡、そして答弁等いろいろ調べましたが、今回につきましては強要行為はなかったと理解しておりますので、この件についてはそれで判断しております。終わりだと思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 宿題ということは変わりませんので、それは。

ちょっとこれに関連でいいですか。関連といいますか、これは質問項目に入ってますけれども、それで秋に町議選がございます。そしてまた、いろいろ法令遵守等、選挙管理委員会の中でいろいろ勉強といいますか、あえて勉強という言い方はちょっと上から目線になってしまいますが、その点割り引いて見てもらいたいんですが、そういった形でやるというのは、これは必要なことではあるかと思えます。

それで、関連しまして、私は選挙管理委員会の会議録、その他の配付資料、情報公開請求したんですよ。そしたら、配付資料はありましたが、会議録というのが事実上なかった

と。何でないんだと。普通こういったものは会議録があるのが当然だろうというふうに窓口で選管の担当者に聞いたんですよね。そしたら、ほとんど意見が出ないと。だから、会議録というのは取ってないというような、そういった返答でございました。

しかし、これはどうかと思います。やはり、公平な形、いろんな形で監視をする、そういった意味で意識の向上というのは当然必要だと思うんですよ。それで、勉強する。あるいは、先進地というのがあるんですかね、こういったものは。そういったものを視察するなり、あるいは講習、研修を受けるなりして、委員の方々、そしてそれに携わる方々が意識を向上させるということは、これはやぶさかではない。というか、むしろ必要なことじゃないかと思うんですよね。

それで、次の県知事選は間に合いません。ですから、秋に私ども町議会議員の選挙もありますんで、そういった意味で選挙管理委員会、あるいはそれに携わる方、そういった意味の再確認、勉強、そういったものを含めてまたそういったものをしていく。そういったふうにしたらというふうな思いはあるんですが、その際に補正予算が必要になるかもしれない、講師を呼んだりとか。そういった点も含めてこれを前向きに考えていただきたいなと思うんですが、その点は町長、いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まず、選挙管理委員会の事務につきましては、当然いろんなことにつきまして毎年度確認事項というのをその中でやられてあると思います。ただ、こういうふうスキルアップのためとかそういうふうに対応していく法令の関係、いろんなことがあると思います。そういうことについては選管の中で協議をしていただき、必要であれば当然やっていく必要があると思います。

もう一つは、会議録の件ですね。今佐伯議員が言われますように、佐伯議員が今回そういうご事例をつくったのかなと思います。そういうことについて知りたいということがあれば当然会議録がないといけないというのは当然だと思いますので、その点についてはまず選挙管理委員会にそういう投げかけをして、皆様のご意見を聞いてみるということをやらないかやいけないかなと思ってます。選管の中でそういうのを作っていきましょうということを了承いただきながら進められればと思ってます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ぜひ前向きに、明るい選挙、福岡県もスローガンとして掲げております。今も掲げてるかどうか分かりませんが、そういった形でまたスキルアップといいますか、開かれた形。そしてまた、携わるの方々あるいは職員、そういった方々も意識を向上し

てやっていければ、新しく町長が代わられてそういった環境が開けていけたらなというふうな思いがあります。それはまた最後に申し上げておきますので、その点はいいです。

では、2点目行きます。

補助金目的外使用についてでございます。

(1) 経営企画課による説明。

これは平成26年12月議会、私ども議会が初めて目的外使用という聞き慣れない言葉を耳にしたのが26年12月5日の経営企画課による議案説明会。これは補正予算の説明のときだったんですね。いきなり説明が始まったということでございますが、経営企画課は議会に目的外使用の報告を行いました、その後1,984万円返還と、そして町長と副町長の1カ月だけの減給ペナルティー、それが承認された形になったんですが、その後、翌年3月議会において補助金1,984万円返還の事後処理の経過説明、これがなかったんですね。これは本当の担当課は町長がおられた魅力づくり推進課、旧政策推進課であるというふうにはっきり申し上げさせていただきますが、これは曲がりなりにも経営企画課が報告をやってるんですから、その後どうなったかというそういった事後処理の報告を当然やるべきだと考えてるんですけど、その点はどうなのか。これは町長が答えられて結構です。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まず、この12月議会に1,984万円の補正予算を上げているというのは、経営企画課が上げてると思います。経営企画課自体がその予算科目を持っておりますので、当然経営企画課が担当として27年9月の決算議会で議案説明会ではその経緯はご説明をされたと思います。私も調べてみましたが、実際に平成27年3月19日に国交省のほうに返還手続を行ったというふうになってました。議会の会期が3月20日というふうになっておりますので、その辺で実際には決算時期の説明というふうになってるのかもしれないと思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 本題に入る前に27年の3月議会のことをちょっと言いますと、私が一般質問で初めて目的外使用のことを取り上げたんですが、そのときに資料を出してくれ、いや、出さないと、そのやり取りで当時の町長と押し引きがあつて、結局動議が出て、出すような形になったんですけど、その後またいろいろ二転三転あつて、結局議会に資料が渡ったのが随分後、69日後というふうなそういった異例の展開になったわけでございます。

しかし、本来3月に返還処理を行っている。今町長がおっしゃったように、3月議会後

に実際返還したのかもしれませんが。しかし、国交省から書類が来たんです。平成20年度地域住宅、長くなりますんで短く言います。この補助金の額の再確定通知書及び補助金返還の命令書という、これは7枚ぐらいつづりがあるんですが、これが平成27年3月3日付なんですよね。私、3月議会の会期、今町長がおっしゃったんですが、いつから始まったのか私度忘れしちゃったんですが。要は、3月議会前にもうこれが来てるということは、これは返しますよということで、魅力づくり推進課が説明するのはかえっておかしくなる。経営企画課が議会にこれを報告するのが筋だと思うんですよね。

といいますのは、ほかに補助金目的外使用の事例としまして、長崎県が平成28年に国交省の補助金の目的外使用で結果的に841万円返還してます。これは議会の報告は返還ぎりぎりでした。そのときに4枚つづりで県議会に出してあるんですよね。ただ、こっちは密度が濃い。詳しい経緯とまではいかないけど、大体概要を書いている。そして、841万円返還の積算根拠まで書いている。そして、今言いました返還命令書の鏡文もつけまして、あとはこれは国交省の出先である九州地方整備局とやり取りしたということで、その返還についてということで国庫へ返還されたいという、そういった県知事宛ての通達もつけてる。こういった形で議会にちゃんと報告してるんですよね、書類があつて。

ですから、我々議会というものは、単に補助金返還を承認というか、承認といいましてもこれは独立して1,984万円の議案が上がったわけじゃない。補正予算の中で国庫返納金という項目1,984万円があつて、その説明をされて、突然課長が立ち上がって謝ったというふうな。何だこれは、何なんだというふうな、そういった雰囲気だったと。そういった中で結果的に承認するような形になったけども、こうなりましたよと、こうなりますよとということを文章で示すのは当然だと思うんですよね。ですから、この文章をなぜ出さなかったのかなということで、過ぎたことになるのかもしれませんが、これは落ち度じゃないかなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 長崎県の事例というのを今お話を伺ったわけですが、まずこの件につきましては、当時久芳前町長がこういう経緯で議会に上程されて行われたことですので、私があることについてどういう状況だったかというのは把握してません、それは申し訳ありませんけど。ただ、佐伯議員が言われるように、その経緯について状況に応じて説明していくということは、今後は大切なことではないかと思っています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 深くは今日は言いませんが、ぜひこれはいい形で開かれた形で言って

もらいたいなと思いますし、また実際担当されたのは町長というふうに認識しておりますので、またいろいろご答弁いただけたらと思います。

そして、2点目行きます。

地域住宅モデル普及推進事業についてでございます。

これは、補助金目的外使用の補助金の項目がこの事業についての補助金です。目的外使用の真の担当は魅力づくり推進課であり、現町長あるいは当時の魅力づくり推進課長が本来議会への説明を行うべきであったはず。これは何回も言っております。県と協議してモデル住宅を社会教育的施設として使用したという主張や、モデル住宅の見学者数の報告の矛盾、国交省と町とのその後の関係等々、前町長の下では解明されていない点が多い。現町長の下で解明と適切な措置、国交省に対してだったりそういった適切な措置が必要だと考えますけれども、この点については町長は前回もうこれは済んでるというふうな、そういった旨の答弁をされたと思います。

ですから付け加えですが、前町長が答えてるというふうに言いましたけど、答弁の矛盾がはっきりしてるんですよ。例えば県は協議していなかった。町長は、協議した記憶はあると、1回県に行ったというふうなことをおっしゃった。しかし、実際県に行っても協議じゃないんですよ。7年間はこれは縛りがある。ほかの施設に転用してはいけないという縛りがありますから、これはほかのものに使ったらアウトなんですよ。ただ、県が言うには恐らく、というかそういうふうに関係は言ったんですが、7年後は使えますよと、そういったふうに言ったんじゃないかと思います。あるいはレスポアール久山、この帰りに敷地内であるモデル住宅に寄って、親子がわいわい言うぐらいならいいですよという。それを曲解されたんじゃないのかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まず、基本的なスタイルというのは、佐伯議員が言われますように久芳前町長の回答で私は合ってると思います。まず、私を担当と言われることについてですが、正式に一度久芳前町長もお話をされておりますが、モデル住宅を建てる際、久芳前町長が補助金事業を活用したいということで、林業部門と協議をしましたがそのときにできないということで、政策部門に交付申請をやってくれということで、私がおその担当になった。当然課長を通して、その業務を私に振られたわけです。その業務が終わった後にモデル住宅ができた後は、当時健康福祉課のほうがそういう子育て事業をしながら管理をしてたという状況になってます。もともとそれにつきましては急きょ会計検査が入りそこで対応をしておりましたが、町の事業というその建てた経緯、その建設内容というのを担当者じゃないと分からないということで、佐伯議員が言われましたように久芳前町長からこ

の分については担当するようにと言われましたので、私は会計検査を受けたというふうになっています。

実際今から私が今回のことについて、佐伯議員の今のお話も踏まえて回答させていただきます。

平成27年3月から今回の令和3年3月まで佐伯議員が質問されて6年がたちます。その間、久芳前町長は答弁を行われており、久芳前町長の最後の令和2年9月の議事録を見ても、地域住宅モデル事業の活用の経緯から会計検査の結果までお話をされており、佐伯議員も丁寧だということは議事録には残ってます。その内容が当時の責任者の答弁であります。当時の担当課については、こちらは何度もご説明しておられます。行政事務の担当業務は、機構が変われば引き継いだ部署が説明するのは当然です。そして、そもそも久芳前町長が何度もお話をされてますが、どこが説明するかを決めるかは町長の執行権の範囲だと思います。久芳前町長がその担当課というのを示して議会のほうでご説明をさせるということは、久芳前町長の判断でありますから、そういうことはこの町長の執行権で行われてることだと思います。職員の責務の中でも、その担当課が違うのではないかなというのを根拠でいろいろお話をされてるとというのが理解できないところはあります。

次に、佐伯議員が今いろいろな調査をやられてますが、その辺については議会として調査をやられてあるということであればあれなんです、佐伯議員個人でいろいろなことを今調査されてあるのかなと思ってます。県のほうと協議をしていないということを言われてますので、私のほうも自分の実際に備忘録なりそういうのをもう一度調べ直しました。書類というのは当然文書管理上はありませんのでないんですが、実際県の担当者と協議をしたという事跡が日にちとそういうのが出てきてます。それについて、2009年8月にレスポール内の建設予定地を地域住宅モデル普及推進事業に基づくモデル住宅を社会教育施設の一部として整備する理由について、これは久芳前町長が言ってあると思います。これについて県のほうに12日、13日とメールを送ったというふうに私の手帳には載っております。詳しい内容というのは当然もう文章がありませんので持ってないんですが、その理由書というのは添付で送ったと。会計検査の受検後、2014年6月にも住宅計画課宛てに補助金の提案経緯の説明を行う際、その件をまた一度提案をしてみると、送ってるということになってます。

今回それを踏まえて、福岡県の住宅計画課にその件について確認を取っております。県の住宅計画課の担当者から実際に、まず文書については県も久山町と同様保存期限を超えてるのでありませんという回答でした。ただ、県の住宅計画課のほうから当時の担当者に聞き取りを行っていただいております。県の担当者と町の担当者との間で、子育て支援セ

ンターとして活用するという具体的な協議は明確にあっておりませんが、社会教育施設内にモデル住宅を建築し、社会教育施設の利用者が立ち寄ってモデル住宅内で会話を楽しんだり、子育てをされている世代の方が子供と一緒に訪れて利用できるような形態を取るのには協議を行ったという回答をいただきました。そして、このことから、モデル住宅見学者と施設利用者というのを合計して報告したというのはつながってると思います。

また、目的外使用の西日本新聞の記事についてもお話を確認しました。新聞記事の内容としては、子育て支援センターを県と協議したというような町長のコメントが掲載され、それを確認した県の担当者より町の担当課長に事実確認と新聞社への訂正記事の依頼がありました。それを受け、町の担当課長は新聞社の記者への確認を実施しました。記者は、町から聞き取りを行い記事を掲載したが、掲載内容と聞き取りの内容に微妙なずれがあることを認めた。しかし、訂正記事の掲載については難色を示した。担当課長は、記者への聞き取り結果及び訂正記事の不掲載について県の担当者へ報告を実施した。県担当者は、町からの報告を受け県としての記事の訂正に関する協議を広報担当部局と行ったが、記事が掲載されてから時間が経過していることなどの理由により、新聞社への訂正記事の掲載依頼を行わなかったという回答をいただいております。これについては、こういう内容について県に確認を取ってます。これは、町の勘違いというわけではなく、新聞記者の勘違いという範囲の内容だと思います。

以上のことから、久芳前町長の6年以上にわたる答弁の内容と行政事務上の処理も終わっているということ判断したということになると思います。そのため、こういう事実ということがこういうふうになってきておりますので、そういうことに沿って住民の方への情報というのは伝えていかなければいけないんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 今のメモ、欲しいですな。また情報公開請求をするなり。

しかし、きちんとこれは県が言った。いつそれを言ったのか。そして、終わってるということですか。正しかったということじゃないですよ。こちら県には1月18日、そして1月24日、改めてこれはウイットで確認しております。そして、西村町長が前回の一般質問の際に、建築確認ということをしてるのでそのときに協議をしたんじゃないかみたいなことはそのときおっしゃいましたんで、建築確認の部署、これは建築指導課ですかね、そちらにも行きました。情報公開請求も得ました。その中に、確かにこれはモデル住宅事業であり、そして使用目的といいますか、用途が公会堂及び集会室というふうにあります。しかし、まずこちらの県の建築確認のほうについては県土整備事務所でございます

が、こちらはあくまでも建築基準法にのっとって、それに合致してればこれはいいですよというふうな形ですね。これは当然通ります。しかし、問題の県の住宅計画課になるんですか、そちらのほうは協議されてないんですよ、実際に。まず、そういった文書も受け取っていないしということで。実際にこれは使ったらいけないんですよ、転用したら。それを転用した形になってます。ですから、おっしゃったのは、将来的に7年後、7年の建物の縛りが終わった後に使いますよということで前提をされとったんじゃないかと。

それを示すのが、私も県の住宅計画課に昨年の6月13日、6月12日に情報公開請求しまして日報を入手しました。これは会計検査が平成26年5月13日、そして16日の両日、西村町長、そして当時は久芳義則課長ですかね、聞き取りがあったんです。そして、もう一人、出席者が魅力づくり推進課であった。これからも、担当課は魅力づくり推進課であるということは間違いない。そういった中で初日、そのときは西村町長は同席されてなかったですけど、久芳義則課長がおっしゃったというふうになってます。これはこれしかないんですが、県と本町と協議をして、建物を社会教育的施設として使ったということをはっきり言われてる。でも、この会議録が出来上がった、これは町が作成して県に提出したんです。それで、県がこれは事実と違うということでクレームをつけたんですよ。

ここにもあります、会議録というのが、私とやり取りした記録が。担当者とのやり取りです。これは調べたけど一切その事跡がないということで町のほうに確認しましたら、これは町長、答えてもらいたいんですが。これは多分町長が答えたのか、当時の久芳義則魅力づくり推進課長が言ったか分かりませんが、そういうふうに事実と違うことを言った形になってるのは久芳課長です。県に回答したのはどっちなのか。自分たちの勘違いだったと。自分たちのという言葉は言いませんでしたけど、勘違いだったという回答があったというふうにあります。それは、どうなのでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まず、以上のことから久芳前町長の6年以上にわたる答弁のとおり行政上の処理も終わっていると判断したというのは、私の考えです。県の考えではありません。そこは勘違いしないようお願いしたいと思います。

この県の報告にもあるように、確認申請を出すためのその前にこの社会教育施設で使う理由書というのは県に出して、私もその県の許可を受けて、県から国土交通省の許可を受けた後にしか出してません。私も県には行ってます。これは紛れもない事実です。県がそれを文書としてないと言っても、県もその話はしてるということを今回ちゃんと言ってます。これが事実です。これに対して、私は当然それは事実だと判断してます。

もう一つは、実際に佐伯議員は職員に対する何を調査したいのか。職員に対して過失が



あるのかどうかということに対しては、基本的に弁護士等にも確認してますが、職員に対する過失はないということも見解を得てます。要するに、佐伯議員としてはどういうふう  
にこの問題を問い正したいのか。それをもう一度教えてほしいと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まず、一つ言いますけど、御飯論法を使われたな、論点ずれてま  
す。

本題に入る前に前置きを言わせてもらいますが、前回の町長の答弁会議録、これも私は  
読ませていただきました。熟読しました。そしたら、県と協議をしたということについて  
論点が微妙にずれてる。久芳前町長時代も言いましたけど、これは安倍首相がよく使っ  
た御飯論法なのか、あるいは同じレベルの弁護士だけが知ってる反論する技術、いろん  
なテクニックがあります。それを使われて論点をずらして行ってありますね。ですからそ  
の点後で、これは私は2部持ってますから、1部町長に差し上げましょう。どういったこ  
とで論点がずれてるかというのをまた教えたいと思います。

ですから、あくまでも行政上で町長が思われてるだけでしょう。実際会計検査院の見  
解、そして一般常識としてはこれは使っちゃいけないものを転用した形になってるん  
ですよ。そこら辺を私は言ってるんですよ。そして、県に行って協議した。確かに言ったん  
でしょう。言ったけど、それは言っただけで終わってる。しかも、これは将来的に使いま  
すよということを言ったんです。今転用するということじゃないじゃないですか。実際に  
久芳前町長の答弁はあるんですよ。将来的にこれは使えるということで、私はこれを書い  
てくればよかったな、この今までの会議録の中に書いてますんで。久芳前町長は将来的  
に使えるというふうに判断をして、モデル住宅事業を申請したんです。そして、自分  
の判断でこれを転用しちゃってるんですよ。だから、その前提で将来的に集会所、公  
会堂、そういったことに使いますよということで西村職員は言ってるはずなん  
ですよ。しかし、実際に転用したのは、建物を建てて補助金が下りて1カ月後  
なんですよ。それは、完全な違法なんですよ。使っちゃいけないのに転用して  
ると。そこら辺を言ってるんですよ。あくまでも7年後の話でしょう、それは。すぐ  
に転用しますよって話じゃないでしょう。

そして、県ってどこですか。県の住宅計画課ですか、それとも県土整備事務所  
ですか、どっちですか。県土整備事務所に幾ら言っても、これは協議したことには  
なりませんもんね。その辺は、私県土整備事務所に行きましても向こうも困って  
ました。その話じゃないですか、県土整備事務所かなんかで言ったんじゃない  
ですか。その辺も含めてどうでしょうか。あくまでもこれは7年間の縛りがある。  
そして、それは要綱に書いてある。その書類を、後になりますけど、文書廃棄し  
ちゃってるんですよ。本来そういったものを置いと

かなきゃいけないのに。文書廃棄都合ですか。

あれだったら、次に移りましょう。

(町長西村 勝君「いや、まだ答えます」と呼ぶ)

では、言ってください。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(西村 勝君) 佐伯議員が言ってあるのは、私は建築確認の仕組みは都市計画にいましたので、それは十分理解してます。県の住宅計画課です。メールもそういうふうになってます、私のメモには、それは間違いありませんので、それを今回話した。その担保として県のほうに、今までは佐伯議員のお話だけでしたので、私も県のほうに確認したというのが今回の事実です。

(4番佐伯勝宣君「県のどこですか」と呼ぶ)

住宅計画課です。

(4番佐伯勝宣君「後で日にちを教えてください」と呼ぶ)

それは、あくまで事実ベースを確認するためです。今おっしゃってあるように、それをこのモデル住宅をやられた久芳前町長が7年後に実際に使われるようになってるということ踏まえてこの事業をやったかどうかというのは、議事録にずっと載ってきてると思います。それは久芳前町長の執行権で判断されてやったこと。それに対して処分も出された。それに対して議会でも承認されたわけですよね。それに対して佐伯議員はどういうふうにしていけばいいというふうに考えてあるかというのを伺いたいんですけど。

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) ではまず、処分という言葉が引っかかりましたので、それについてお答えいただきたい。それがまず1点。

そしてもう一つ、責任の所在とありますが、説明責任ですよ、これは。例えば一昨年の8月1日に私は東北のほうの財政の名誉教授をされてる方から久山町の事例を見ての見解をいただいたことがあるんですが、これはかなり質が、意図的な要素がある。そして、町長ないし職員に責任があると。ということは、これはそれらの賠償という言い方はありませんが、<sup>ほてん</sup>補填がなされてないわけじゃないですか。1,984万円返還、財源は何ですか、これ。町民の税金でしょう。そういったことも含めて。そして、国交省の信用ですよ、その後の。だから、そこも含めて解明しなければいけないんじゃないんですか。そういったことも含めて、やった側に責任があるわけですよ。しかし、これはどうも久芳前町長だけの責任じゃないと思います。そして、実際にいろんな目的外使用の事例を出しましたけど、全部これは担当者が悪いんですよ、全部担当者が。

今私ははっきり言いまして、町長経験者のメモもあります。会計検査院の資料を見て、これは担当者のミスだというふうに赤ペンで書いてあります。そして、今言いましたように、東北の方も一昨年8月1日にもらった方も町長ないし職員の責任だと。そして、同じく国交省の補助金目的外使用を平成24年にやりました那珂川町、こちらははっきり言って関係者職員ですけど、ぼろっと言いましたね、これは担当課長きついでしょうねと。うちは補助金返還まで行きませんでしたからまだいいんですがと、はっきりおっしゃいました。ですから、これは担当課長、佐伯久雄副町長のことになると思うんです。そういった形で町に実際に損害を負わせるようなことをやってるんですよ。これ、はっきり言って不祥事ですよ。やったんだったら当然これはそれなりの責任を果たさなきゃいけない。

しかし、私は、金銭的なものとか辞めろとかそういったことを言ってるわけじゃないんです。説明責任を言ってるんです。どういった経緯でこういった違法になったのか。町に損害を与えたのか。あるいは1,984万円、これは大金ですよ。調べましたら事例はなかった。例外はあります。不正受給という形で9,900万円という、そして加算金もあるという奥出雲町という島根の町もある。そして、県の事例でいいますと、正確には久山町より上がある。3,745万円ですかね、高知県の事例。しかし、これは久山に比べたらあからさまじゃないんですよ。久山の場合は、実は計画を最初から偽っとうやないですか。

まず、久芳前町長が補助金を子育て支援センター転用ありきで申請をしている。そして、その運用ですよ。西村町長が職員時代に報告された数、平成22年度の実績876人、そして翌年が3,043名、その翌年24年が4,002名。確かにこれは併用というふうに言いました。しかし、これは常識的に考えたら通用しませんよ。会計検査院も言っています。それが1,984万円返還という不名誉なことになった結果やないですか。会計検査院は何も理解してないやないですか。そして、世間の一般常識からこれは離れてるやないですか。そのことを言ってるんですよ。それを会計検査院と町の見解の相違だと経営企画課長がおっしゃった。そういうことで見解の相違、あるいは忘れましたが、適正にやっと思ったんだというふうなことをおっしゃった。違うんですよ、これ。そういったことも含めて町長はたった副町長を合わせて21万円のペナルティーしか負ってない。こういったことも含めて割に合わんやないですか。このことを申し上げてる。

ですから、この経緯も含めて、そして国交省との関係はその後どうなったのか。それも含めて解明しなければいけないんじゃないんですか。私はそれをやってもらいたいです、西村町長に。そして、幸いにも佐伯久雄副町長が残った。だから、私は賛成討論をしました。2人そろって辞めてほしくなかった。よかったですと思いますよ。だから、賛成討論をやった。そういったことも含めて、なぜこういった不祥事を行ったのか。そして、議会

に説明もこれはきちんと資料を出したんですか。出してないでしょう。そのことを言うてるんですよ。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、興奮しないでください。

○4番（佐伯勝宣君） 分かりました。

だから、それも含めて何をしてほしいんですかじゃなくて、何をできるんですか、一体あなたは、町長になって。それをやらないかんとでしよう。それを言いたいんですよ。どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 十分聞こえてますので。

まず、佐伯議員の話で質問がいろいろ回答せないけないことの整理が大変なのかなとは思ってます。ただ、問題は、まずいろいろな事例とかいろいろなお話をされてますが、誰がそのことについてそれが問題だったかって判断するのは、法律の問題ですよ。佐伯議員が決められることではない話ですよ。それは分かってあると思います。基本的にそれを決められるのは司法の場ですから、当然久芳前町長も含め私も含め佐伯副町長も含め、皆さん当然そういうことについてはもし佐伯議員が疑念があるということであれば、そういうことに対して逃げも隠れもしませんので、実際に。ただ、誰かが言った、そういうふうにして人のことを過失があったかどうかということに対しては、この議会でそういうことを議論する場所では本来はないんだと思います。私が当然今佐伯議員が言われますように、今後そういうようなことが起こった場合、もしくは通常業務においても、今回そういうことについては必ず情報発信というのは大事だということは最初にもお話ししました。そこは必ず私の責務としてやっていかなきゃいけないとは思ってます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） この件についてごちゃごちゃは今日は言いません。考えもスタンスも少し分かりましたから。それこそ宿題にしたいなと思っております。

ただ、次の質問に行きますが、次の質問もこれも大いに関係することです。情報公開と文書管理です。

町は、補助金目的外使用の資料、文書、これを基本5年で廃棄しちゃいました。しかし、さっき言いました長崎県は久山町よりも1,100万円も少ない841万円の返還にもかかわらず、これは保存期間を10年に延長して検証ができるようにしております。久山町の場合は、大変大きな金額を目的外使用で返還してるのにこの資料を廃棄してる。ちなみに、5年で廃棄できるということで町は廃棄したと思いますが、県そして国に私は情報公開請求

してました、平成27年に。問い合わせしましたらまだ文書が残ってまして、それを私は手続きを踏んで再情報公開請求しました。全部私が5年以上前に情報公開請求した分、もう一回残しました。ですから、これは国、国交省、そして福岡県、もう一回これで私といろいろ協議してくれるそうです。いろいろ助言してくれるそうです。町が提出した資料、そして前回の議会でも言いましたように、福岡県は一切町とはそういった文書のやりとりをしてないし、作成もしてないという情報非開示決定通知書、それも残りました。

結論といいますか、そしてもう一つ、この会計検査院受検日報、平成26年5月13日、久芳義則課長が県と協議したというふうな発言をされた。そして、5月16日、西村町長も同席されて、子育て支援センター、これは間借りしてるんだとそういったことを答えて、これは間借りを証明できる資料はありますかと、特にありませんというふうな、そういったクスッと笑ってしまうようなそういったやりとりもしてる。それも全部残っています、実は。こういったことも含めて、これは廃棄したのは間違いだったんじゃないですかね。久芳前町長が廃棄したというふうにおっしゃいました。しかし、これは長崎県も、そして福岡県、原本を残してますよ。久山町が作って提出した資料、まだ残ってます。これは残すように私は言ってます。そして、久山町民に見てもらおうようにしたい。本来でしたら、これは久山町の町民と共有の資源のはずですよ。そういった意味で残そうと思わなかったんですか、検証のために。その点を私は聞きたい。

そして、佐伯久雄副町長、私が久芳前町長に対して、これは情報公開の在り方を考えないかんっちゃないですかということ、廃棄の前に直近の2回で私はさんざん久芳前町長に言ってる。それをそばで聞いている。そばで聞いてて廃棄を黙認した佐伯久雄副町長、これは責任を問われますよ。そのことを私は情報公開の窓口、町の担当者に言ったんですけど、これは佐伯久雄副町長もいかんっちゃないですか。その点いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まず、廃棄の件につきましては、総務課長のほうからご説明をさせていただきますと思います。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（安倍達也君） お答えいたします。

地域住宅モデル事業に係る文書につきましては、竣工図および建築基準法に基づく建築確認申請書類、それから検査済証は、文書取扱規程に基づき永年保存としております。佐伯議員ご指摘の会計検査資料、これについては文書取扱規程の中に本町は含まれておりません。県も調べましたけど、県もその部署に判断を委ねてるという状況でございます。ただ、今回のケースは、実際文書が完結したのが27年3月19日。これは返還をもって文書は

完結なんですね。それから5年たって文書は廃棄してるんです。いいですか。完結後5年で廃棄。その5年というのは、検査資料の保存年限は定めておりませんが、文書管理規程の第4種、第8号の主な行政事務の施策に関する文書というところで捉え、5年保存という判断をしたわけです。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 思いがけず、元経営企画課長から話を聞いて、私もうれしゅうございます、答弁指名をあえてしなかったんですが。

ただ、今の話でしたら、課内で判断ができるということですね。私はそのことを言うてるんですよ。法がどうのこうのじゃなくて、まさにそのことなんですよ。何でそれを判断しなかったのかということなんです。要は、やましいことがあったら、国と同じですよ。桜を見る会あるいは森友と一緒に、それで廃棄したんじゃないですか。そういうことになりますよ。

実は、この資料、県は保存してない。しかも、さっきから何回も言いますが、町は保存してないのに県は持った、これを。そして、さっき言った突っ込みどころ満載のモデル住宅事業のやりとり、これは全部書いてあるんですよ、8ページ、そして講評と鏡の分も入れたら約10ページ。そして、会計検査の講評と当時の会計検査院のスケジュール表も入れたら16ページ、これ全部見れちゃいます。そして、実はほかの市議会、これは情報公開請求して入手してくれるそうです。今回私のいろんな経緯がありまして、こうやって議員辞職決議案とかありまして、この経緯とかも知った方々がこうやって文書廃棄、これも両方違和感を感じてくれて自分たちがやろうということで、西の市議会議員、そして南の市議会議員が別個で情報公開請求して共有してくれます。要は、ほかの自治体でも久山町の矛盾を知ることになります。そして、県が原本を持っているわけですから、町民も当然情報公開請求できます。

ですから、何が言いたい。これは廃棄したんじゃなくて、もう一回再保有したらどうですか。本当に捨ててるのかなと、ひょっとして捨ててないんじゃないかなというふうには、私はそう思ってるんですよ。行政というのはなかなか文章を捨てない。だから、ひょっとしたらどっか探したら出てきたということの後から言うてくることを期待している。そういったことで、本当にならなければ県とそれこそ話しして、もう一回再保有しますという形で入手する。どっちにしても私が情報公開請求して控えがまだあと4年は残りますから、そこを再保有してもいい。そういう形でもう一回町民と共用の資源、これを共有する意向はないですか。その辺も含めて町長、どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まず、文書廃棄の経緯というのを久山町の今の状況に応じて実施して、全ての分は今そうやってるのが現実です。それは理解していただきたいと思います。

今後につきまして、この文書のそれにのっとってやっておりますので、その文書について実際にもう一度取り寄せてそれをやっていくということは考えておりません。ただ、今後そういう必要な今の観点というのは、考え方的に大切にしていかなきゃいけないと思います。その協議というのは必要なものがあるかどうか、そういうことは規則というか文書保存の在り方の年数も含めて議論はしていかなきゃいけないんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 今日はこの点は多くは言いませんが、ただ一つ言わせていただきます。

今回この文書の大半を、町民と共有すべき貴重な資源を廃棄したというのは、町の失敗だと思います、失策。かえってこういうことで町民に対して情報公開の在り方、文書管理、そういった分も含めて問題提起する機会をつくってしまったと思うんですよね。幸いにも細かい文書以外、私は情報公開請求した控えが国、県は持ってた。それを再請求して残すことができた。そして、さらに国、県にもまた今後もご指導を仰ぐような、そういった機会ができた。そして、さっき言った県の部署にも久芳前町長が9月に県と協議してないというふうなことで、とんでもない発言をしてる、言語道断だみたいな。そういったことで向こうも非常にこれは不快な思いをしてる。そういったことも含めて今後いろいろこれはご指導くださいと、そういったこともできてる。

本来でしたら、廃棄しなかったらそういったこともなかったんですよ。ぼやんと質問して、それこそぼやんと回答が返ってくるような、ちょっと失礼な言い方です、そういったことになったかもしれない。それが、文書廃棄、情報公開の在り方というテーマがどんと出て、それを町民に発信する機会をつくってしまった、町側が逆に。この点はどうなんでしょうかね。今後またそれをやるとかそういうのじゃなくて、もう一回そういった考え、情報公開、町民と情報を共有すること、それも含めて考えないかんっちゃないですかね。

前回12月議会で町長から非常に情報公開に対して前向きな答弁をもらった。しかし、その後議会だよりで残念なこともあった。そういうことも含めて、町のそういった情報公開の在り方を考えないかんけど、なくなったものは返ってこない。でも、私はなくなっていないんじゃないかと。どっかから出てきて、佐伯さん、ありましたよと。そういうことをま

た期待をしている。そういったものを含めて、文書管理の在り方と情報公開、町民に対しての目的外使用の説明責任、これを果たしていかなきゃいけないんじゃないかと。それはやっぱりこの2人、西村町長と佐伯久雄副町長、当時健康福祉課のそういった事情も知っておられた。久芳前町長に対して廃棄せんほうがいいというのは言える立場であったのにしなかった。そういったことも含めて問われると思いますけど、町民からも。町民も情報公開請求していきますよ。少しずつ分かってきますよ。これも含めてどうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 先ほど申しましたように、その見解は変わっておりません。情報公開をされるということは、それは情報公開は当然いろんな町民の方の権利ですね。それに対して申請される分については止めることもありませんし、それに対してはしっかりと情報公開条例にのっって対応していくということは変わりませんので、それでいいと思います。

ただ、佐伯議員にお願いしたいのは、そういうお話はこの議論の中でなかなかキャッチボールをしながら前を向いていくというのは大事なことだと思います。ただ、過失がある、ないとかそういう話というのは、要するに佐伯議員の議員としてそれを決めるということに対しての権利については、そういうことはないんじゃないかと思います。議会の調査権というのは当然あると思います。議員個人としての調査権の範疇<sup>ほんちゅう</sup>なのか、それは前を向くお話であれば、そういう情報公開の話というのは当然この場でしていくことだと思います。できれば、そういうことを理解していただいて、いろんなお話をできればなと思っています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 次に行こうと思ったんですが、ちょっと最後気になることが。

過失を議会で一般質問の中で議論するものじゃないんですかね。これはそれこそ論点ずらしじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 議員個人の調査権というのは認められてないのは、佐伯議員であれば分かってあると思います。

（4番佐伯勝宣君「調査権とかの問題じゃない」と呼ぶ）

それを判断されるというのはこの久山町の議会だと思いますので、その件については言いたいと思います。

ただ、私が言ってるのは、その人に過失がある、ないということに対して佐伯議員が議



員という立場でお話をされるということは、あまり好ましくないのではないのでしょうかということ言ってるんです。これは過失を決めていくということはちゃんと法にのっとってやっていくわけですから、そちらのほうに訴えられればいいんじゃないかなと思ってます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 町長、ちょっと違う。過失とかいうのは、これは議論する場です。そして、刑罰の話でしょう、それ。それこそ論点ずれてますよ、御飯論法、あるいはこっちの反論する技術のテクニックですよ、これ。ちょっと違いますよ。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 議論が違うは御飯論法って言われますけど、私が今考えて佐伯議員に対しての回答しただけですので、それは。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 分かりました。それこそ宿題にします。

では、次に行きます。

西鉄バスです。

厳しい答えは分かっております。しかし、私は自分の地域以外、猪野を回ったときに猪野の方から言われるんですよね。佐伯さん、議会だよりに書いてくれたね、西鉄バスのことって。私もそう思う、復活させてもらいたい。ただ、やっぱり難しいよねと。そういった話から、イコバス、これの接続が悪いと。今回ダイヤの改正もあります。しかし、今までがあと1分で捕まえられたのにと、乗り過ごしたというような方が、そういった接続の問題があります。そういったことも含めてどうなってるのか。担当課からまたイコバスのダイヤの改正の話もあるんでしょうけど、簡単なあれでもいいです。後、議案説明のときにでも何か担当課から説明があるようであれば、そちらのイコバスのことの話聞けばいいと思いますけど、それをまず町長にダイヤの接続、それを改善できるかどうか。それをお伺いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） お答えします。

イコバスの件につきまして、猪野地区からそういうお話があったということ踏まえてのご質問だと思いますが、まず常にダイヤを組むときは西鉄バスとの接続というのを重視して、あとJR篠栗駅とを重視してやっています。令和元年度、西鉄バス等の乗り継ぎについて利用者から17件ほどご要望をいただきました。それを踏まえて、令和2年度はダイヤ

改正を行ってます。乗り継ぎに関する苦情は3件と大幅に減っており、一定のダイヤ改正の効果はあってるんじゃないかと思ってます。

ただ、実際バスというものはその交通環境、いろんなことによって遅れは生じるということは、どうしても西鉄バスだけで走っているところもあります。それについては、しっかり対応していきたいと思っております。西鉄バスともその辺は定例会を持って協議をしていっています。

ニーズということで、実際今回の見直しについても私も何度か乗って状況を見ながら猪野地区の方にも話も聞いたり、町内で聞いてます。それに応えながら反映できるところは反映していくというのを協議会で話してます。一番今回の大きな分かりやすいところと言えば、篠栗から高校生が帰ってくる時間帯に猪野方面に帰る子と久原方面に帰る子ではすごく50分から1時間ぐらいの間が空くと。そういう状況を改善していこうということで途中の時間を見直していくとかそういうことをやっていますので、そういうニーズについては引き続き住民の声を聞きながら反映できるものは反映していっています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） あんまりぜひお願いしますということを私は議会の一般質問で言わないですけど、これはお願いしたいなと思います。

そして、2点目ですが、一日2往復でもいい、久山のシンボル、皇大神宮がある猪野に西鉄バスが走ることが、これは対外的な発信、これが必要じゃないかなというのは私はずっと思ってるんですよ。厳しいというようなことは聞いております。しかし、昨日のほかの議員の質問でも、何か一部復活みたいな話も聞きました。朝だけ復活とかそういった通学時間復活とか。それは何なのかなという話も知りたいなというのと。

これは一日2便であっても復活など極めて難しいのは分かっていますが、それを何とかしてもらいたいという思いがある。西鉄が通る猪野というのが、どうしてもこれは対外的なものがある。そして新聞記事、2月19日の西日本新聞も今年もやっぱり西鉄バス、62路線で減便という、これは本当に非常に暗くなるような記事もあります。

しかし、私は町長にお願いしたい。そして、実は前町長にお願いしたかったんですけども、何とか猪野までは路線をとどめてもらいたかった。そして、今社長が今度代わるそうですが、名前を言っているのかな、西鉄の倉富純男社長、青山学院大学ですよ。そして、地元で青学出身の政治関係者がいるじゃないですか。そういった形でお願いすれば、残った可能性があったんですよ。今回この方も何か会長職に上がるとかなんとかでこれは間に合うかどうかというのはあるんですけど、そういったことで私は町長だけの力じゃな

く、そういった政治的なもの、いろんなものを使って、これは形だけでも私はとどめておけば対外的にも西鉄バスが走ってる猪野というのを残したいなという思いはあるんですけども、そういった点はどうかと。

そしてもう一つ、抱き合わせで事業、具体的に何かというのは私は分かりません。例えば猪野は今まで参道整備の問題がありました。そういったものでも何でもいい。何か猪野で事業をやる。これはというものをつくって、それと抱き合わせで路線を限定的に復活とか、そういったことはできないか。

その3点ですかね。ちょっとお答えいただけたらと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 西鉄バスの廃止ということは、猪野だけではなく、町内においてはある程度町民の皆さんも不安になる要因だったと思います。令和元年度にエコバスの見直しを行ったんですが、その際、西鉄バスとしても撤退するということになりましたが、トリアスまでについては旧72番の路線、土井方面、土井三つ角を通過して箱崎のほうに行く方面については、自費で負担しますよということで増便されてます、トリアスまではですね。今までは72番が23年の見直しでなくなってたんです。でも、トリアスまではこの見直しについては西鉄の企業努力でやりますと。27Bも現状残しますと。そういうことで、町内の分はエコバスを走らせると、そういうふうに関割分担をしたというのがこの間の見直しです。これに対して、西鉄が毎年かけてる経費というのは、実際膨大な額になります。それを考えたときに持続可能ということを考えてときに、今みたいな交通体系が望ましいということで協議会においても決断をされたわけです。

猪野地区において実際に、今回佐伯議員からお話がありましたように、例えば一日2本2往復しようと言った場合に、コストが単純に簡単に計算しても200万円ほどかかるという話がありました。西鉄バス自体に対してもそういうことが実際に可能かどうかは問い合わせしてますが、もう現実的に無理だと、運転手の確保、そして広いダイヤの調整等ができないということはいただいておりますが、私としては今回見直しで猪野方面につきましては複乗分を増やすことによって町内全体でまた乗れる方向性が増えたというメリットがあります。この経費というのを今後エコバスの充実にかけていったほうが持続可能にはなってくると思いますので、そういうふうに行きたいと思っています。

国会議員の先生のお話を言われてますが、そういう西鉄の赤字負担額というのは膨大です。西鉄自体がそういうことでかじを切ってますので、一時的に残していくというのが久山町にとっていいことなのかどうかという判断は、私はつながらないんじゃないかと思っています。

抱き合わせということでは、恐らく抱き合わせとなると観光バスとかそういう観光事業があったときに人を運ぶ場合とか、そういうことは今後想定されるかもしれないと思います。そういうことについては、公共交通の維持ではなく、違う方面で観光、商工、そういう関係であればそういうことが起こり得る可能性はあるかなと思ってます。

以上です。

(4番佐伯勝宣君「結構です」と呼ぶ)

○議長(阿部文俊君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時28分